

令和元年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和元年6月16日（日）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 一般質問

令和元年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和元年6月16日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員	11番	右田 正	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	安田 憲次	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	高崎 満広	産業建設課長	田中 弘朗
保健福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	城下 香代子	教育課長	大寺 和久
建設課長	久保 清隆	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗	財政管財係長	山王 洋介
住民税務課長	鶴園 建郎		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

令和元年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和元年6月16日(火) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

水口議長

これから、本日の会議を開きます。

ここで、欠席届につきまして、右田議員から本会議欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

(日 程 報 告)

水口議長

本日の議事日程はあらかじめ配布致しましたのでご了承願います。

日程第1 一般質問

水口議長

日程第1、一般質問を行ないます。順番に発言を許します。

最初に、5番池迫君の発言を許します。5番、池迫君。

5番池迫議員

はい、5番。

[5番池迫議員、質問者席へ登壇]

5番池迫議員

おはようございます。令和最初の日曜議会の中で一般質問のトップバッターということで大変緊張していますが、宜しくお願い致します。

通告に従いまして、今回は海砂採取について質問します。

通告後に45年前の神川海岸風景の写真を見つけました。白黒でありませけれども、見にくいでしょうけれども、45年前と現在の神川海岸の状況の変化を知るのに参考になるのではないかと思います。議長に許可をもらいましたので提示することにしましたので、宜しくお願い致します。

[45年前と現在の神川海岸風景の写真パネルを提示、

5番池迫議員、パネル横に立ち説明]

[5 番池迫議員、質問者席に着席]

5 番池迫議員

神川海岸の砂浜は、かつて中学校での海水浴、ウミガメの産卵放流、親子凧揚げ大会等を行うことの出来る自然豊かな広大な砂浜でありましたが、年々浸食され、今では堤防より奥行き 25 m の局所な砂浜となっている所もあります。

今後も砂浜の浸食が懸念されることから、地域住民から知事との車座対談の中で海砂採取の停止を求める要望が出された経緯がありますが町長はこれをどのように考えられるのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

おはようございます。一般質問、第 1 人目の池迫議員の質問にお答えします。

神川海岸については池迫議員の言われるとおり、昔は砂浜が広がったという話はよく聞くところでございます。近年大型台風特に平成 18 年以降の台風の吹き返しにより、神川海岸の砂浜の高さが異常に高くなり、キャンプ場周辺の砂浜へ降りる階段も以前は 10 段ぐらいあったのですが、現在は埋もれて 2～3 段しかありません。堤防の高さが、砂の高さとほとんど差がないというような状況になっているようでございます。

さて、海砂採取の停止要望については以前より神川地区公民館の総会の折、議論された経緯もでございます。砂の採取につきまして町といたしましては、毎年、神川地区公民館から同意書をいただき、それをもって知事へ「砂利採取認可申請について鹿児島県知事に対する意見書」を提出しているところであります。

採取量につきましては、以前は 30 万 m³ を超える採取をしていた年もありましたけれども、近年はかなり量が減少になっており、3 万 m³～2 万 m³ で推移しております。そして平成 30 年度は、14,200 m³ の採取となっているようでございます。公共工事等の縮小により、採取量もかなり減少しているところでございます。

許可量、採取量もかなり減少しており公共性もあるということから即座に海砂採取の停止を県に求めようということは現在のところ考えておりません。以上でございます。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

今町長の答弁の中でも昔は30万 m^3 ぐらいとっていたと、今は14,200 m^3 ですか。だいぶ少なくなったのだというようなことでありますけれども、即座に海砂の停止は考えていないと。公共性があるというようなことでありますけれども。

よく考えてみますと町長、この海砂はこの周辺だと錦江町だけで採取ですよ。ほとんどだと思います。これはもう50年間ぐらい続けているわけです。それを考えた場合、錦江町が公共性があるからと言って海岸の海砂を提供するということは、錦江町だけがこの責務を負わなくても良いのではないかと私は思います。

他には鹿屋市があるし、南大隅町もある、肝付町もある、ましてや東串良町もあるわけです。そういったところにも砂浜はあるわけだから、錦江町だけに限らず、わが町だけが責任を持って今後もやり続けるということは住民にはちょっと理解が出来ないのではないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

県全体の状況は正確に把握しておりませんが、近隣の状況でいきますと先ほど申し上げましたとおり、平成30年度については神川沖で14,200 m^3 、隣町の辺塚漁港付近では10万3,276 m^3 ですので、神川沖で相当な公共事業の量を賄っているのではないかとということですが、これ以外にも海砂採取の場所はあると考えられますので、少なくともこの南隅地域においては、昨年の採取量11万7千 m^3 に対して神川沖が14,200 m^3 という事実があることをご報告申し上げます。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

肝付町も採っていると。その大半が錦江町よりは多いのだというようなことでありますけれども。

水口議長

町長と対面になって。

[富尾事務局長、写真パネルを移動]

5番池迫議員

肝付町も10万 m^3 から採っているのだということでもあります。これまで

も、錦江町又は大根占町時代にこの海岸から採取した量というのは分からないですか。難しかったら良いです。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

累計はちょっと取っておりませんが、先ほど申し上げましたとおり確か昭和60年前後については、県からの許可量は30万 m^3 を多分上回った許可量が出されていたというふうに考えております。

採取量についてはもちろんそれを下回っていると思いますけれども、近隣につきましては、後からの質問にも関係がございますけれども、大体5万 m^3 、6万 m^3 ぐらいの許可量に対して、先ほど申し上げましたとおり2万～3万 m^3 の採取実績があります。ですので、昭和60年、平成の始めのころからすると、近年においては極端に減少をしているということは事実であろうと思います。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

これまでの採取量は分からないというようなことでありますけれども、それはそうでしょうね。この問題は、神川地区総会でも地区公民館でも昔から議題になって色々ありましたけれども、そういったことで神川地区公民館では毎年1万 m^3 ずつの削減を要望したところでございます。

年間の採取量は今言われましたけれども、今後の採取量はちょっとかぶりますけれども、いくらぐらいなのか。

また採取をするにあたりまして、神川地区公民館でも同意書を提出するわけですが、他にどのような団体等があるのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

本年度の許可予定量は53,000 m^3 になっております。

28年度は73,000、29年度が65,000、30年度が57,000、そして今年度が53,000 m^3 ということで毎年1万ずつとはなっておりませんが減少傾向になってきておりますし、先ほど来申し上げましたとおり、許可量とは別に実際の採取量についても1万 m^3 以上減少していることがほぼ確かであります。

許可についての意見についてですけれども、基本的には地区住民の意見ということで、神川地区公民館の意見とそれに付して町の意見を併せて鹿児島県公共事業等骨材調達協議会に意見を提出しているところであります。

水口議長 はい、5番池迫君。

5番池迫議員 地区公民館の同意と町の意見を添えて県に出せば、許可が出るというような認識でよろしいわけですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 最終的には鹿児島県海砂採取対策委員会で諮って、最終的に許可が出せるというふうに考えております。

水口議長 はい、5番池迫君。

5番池迫議員 そういった協会で決めるというようなことでありますけれども、なかなかこの採取量の検査方法、本当にそれだけの量が採れているのかというような町民のあるいは地元ではそういう意見もありますけれども、そういった正確な採取量を判断する、県のそういった機関もあるのではないかと思います。どのような機関でされているのですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 採取量の確認をどこがどのようにやっているかということですが、詳細については私も正確に把握しておりませんが、以前は県なりそういう調査機関のところでされているであろうというふうに思います。

それについては、現在のところ正確に把握しておりませんが、以前確か質問があった時に、相当昔の話ですが、定期的に陸の方から双眼鏡等で何ていう船が採っているというのを確認している、というのを聞いた事実はあります。

ただし、量について1回につきどのぐらいの量を何日しているかというのは確かに採取日時とか採取量というのは、県の方に報告されておりますので町の方としてはもちろん正確にその時その時は把握しておりませんが、どこかの機関で国・県等で確認はされているというふうに考えております。

5番池迫議員 はい、議長。

水口議長 はい、5番池迫君。

5 番池迫議員

県の方にこうやって報告がされているということでもありますけれども、そういった採取量、いついつどれだけ採ったというようなものを町としてもやはり把握する・記録を持っているということは大事なことはないかなというふうに思いますけれども、そういった方向で進めていってもらいたいと思います。

次に、城元地区と議会の懇談会の中で、昔からするとテトラポットの高さが低くなって台風襲来時等に波が住宅に掛かるなどの被害があるとの意見が出されました。

地球温暖化もあるが海砂採取に起因するのではないかとの意見も出たところでもあります。また他方では採取は関係ないとの意見があります。このようなことから、町として調査する考えはないか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

砂の採取が海岸や砂浜の地形変化に影響をしているのかどうか調査をする考えはないかとのことですが、砂採取は神川海岸沖だけでございますので、神川地区公民館総会の中でも検討委員会を立ち上げて多方面の方の意見を聞き、大学等の専門家の協力を得ながら調査検討してみるというようなことでもございましたので町の方としては、町独自で調査をしようという考えは今のところは持っておりません。

ただ、神川地区公民館の検討委員会を進めるにあたりましては、町の方への協力要請等があれば協力はしていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

町長の答弁の中に私の聞き間違いかもしれませんが、海砂の採取の原因は神川だけで城元地区には関係ないというような答弁にも捉えたのですけれども、その所をもう一回伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

因果関係については、神川沖の砂採取が城元海岸まで影響を及ぼしているか、そういう事実関係については町の方でも確認しておりませんので、神川沖で採るのが城元海岸に全然影響がないということではございません。

その因果関係が分からないので、というふうにご理解いただければと思います。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

町長、繰り返しにもなりますけれども、そういった因果関係が分からないから神川ではそういった調査・検討委員会を作るといようなことで、地区ではやっているのですよ。だから城元でもこういった声が出ているわけですよ。

だからそういった最初の因果関係が分からないと言う町長の答弁でございましたので、町長。その調査をする考えはないかということで私は質問したのですけれども、再回答お願い致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

先ほど言ったように神川地区公民館がいろんな関係専門家を交えて調査を今年から始めるということでしたので、その状況を見ながら町の方は考えていきたいということで、現段階で町が独自で調査の予定はしておりません。ただし公民館の方々が調査をするに際して、町の方もいろんな形で協力要請があればそれについては、協力はしていきますということです。

水口議長

はい、5 番池迫君。

5 番池迫議員

分かりました。これは神川地区公民館だけの検討委員会でどうこうという道筋が私は難しいと思うのですよね。だから町としても、第3者の機関がそうやって調査をするといような形が1番良いのではないかと。

神川地区でそういった先生たちを呼んで・教授を呼んでということも一つの手かもしれませんが、なかなかこれは我々が若い時から30年、40年くらいこの大きな問題です。

海砂の採取の反対又は賛成、町長がさっき言われたように公共性もあるからといようなことで地区が二分するよな騒動もあったわけです。だから、こういった検討委員会を立ち上げるにあたっては十分地区公民館だけに投げかけはちょっと難しいのではないかなと。だから、さっき町長が言われたですけれども、町としても協力はできる場所はするといようなことでありますので、そういった幅広い町民からの検討委員会を設置するといようなことで是非、協力をお願いしたいと思います。

神川海岸周辺は、道の駅やキャンプ場があり、夏には錦江レゲエ浜祭りが開催されます。影絵をバックに開聞岳に沈む夕日は日本一と、町民一人ひとりが自慢できる、また町にとって重要な観光地でもあります。

この様なことから半世紀以上続く海砂採取の停止に向け利害関係者との協議を行う考えはないか、お願いします。先ほどの質問とダブるところもありますけれども、回答宜しくをお願いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

採取停止に向けた取り組みということについては、採取を停止するというを目的とした協議会というのは設置するのは厳しいかなと思っております。

そういう意味では、先ほど公民館の方で検討委員会という話もありましたけれども、町の方としては独自の検討委員会は今のところ設置の予定はないというふうに申しましたが、今後は最終的な決定は県の方からもありますので、県の方にもそのような実情を説明した上で、県レベルでの調査あるいはそういう検討の依頼をしていきたいなというふうに考えております。

町独自で今のところ、検討委員会というのは考えておりません。

水口議長

はい、5番池迫君。

5番池迫議員

はい、分かりました。

町長。この海砂関係は、建設関係にも大きな影響があります。また一方では50年以上わたって採取するという事は自然破壊にも繋がるわけですよ。これがもし見えるところ、山であったり川であったりすると50年間採り続ければ相当な状態の変化が目視できるわけですよ。幸いにして、不幸にしてと言いますか、海の底の砂を採るわけですから、周りからは見えません。というようなことが一番の問題点であると私はそう思います。

そういったことからこの海砂を採るということも1つの自然破壊です。そういったことを踏まえて町が出来ること。また神川地区公民館でも本当に本腰を入れて検討委員会を作っていくと思いますけれども、そういったところで協力をお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

[5番池迫議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、7番川越君の発言を許します。7番、川越君。

[7番川越議員、質問者席に登壇]

7番川越議員

おはようございます。少し風邪を引きまして、美声になって聞き取りにくい所もあるかと思いますが宜しくお願い致します。

議会では「開かれた議会」ということで、日曜の議会を年一回実施してい

るところです。本日は勤務等で忙しい方が平日の議会ではなかなか参加できにくいので、今日は喜んで来ていただいたものというふうに理解をしているところです。

先に私は2つの件について通告を致しましたので、まず最初に、地域医療の現状と対策についてということで、できればただ今問題になっております肝属郡医師会立病院等の内容等にも触れさせていただきながら、一緒に模索をしていけたらいいかなというふうに考えているところです。

本町は超少子高齢化及び人口減の真っ只中にあります。そういった中で本町の医療機関等を手探ってみますと、個人病院が4、それから肝属郡医師会立病院があるというようなことでございます。これから今後10年あるいは20年先にどういった医療が受けられるのかなという不安を持つわけでございますが、そういったその原因というのが個人病院においてはなかなか後継者の方がいらっしゃらないというか、後継者はいらっしゃるのですが、錦江町に帰っていただけないと。跡を継いでいただけるのだろうかどうか、というような不安等もあるわけでありまして。

また、医師会立病院においても、医師が足りないというようなそういったものが報告をされているところです。こういった状態の中ではますます町内で医療を十分に受けることが困難となってまいります。人口は減っても高齢者が示す割合というのは非常に高いわけでありまして、2025年を過ぎても高齢者が多くの医療を受けなければならないという状態が出てくるというふうに考えております。現在特に、小児科・産婦人科については本町にございませんので鹿屋を中心とする近隣の病院を利用するあるいは救急の場合も大半というかほとんどが鹿屋市を中心とするそういった病院を利用しているという現状でございます。

ただ一つ入院については医師会立病院の方である程度受け持ってもらえるというようなことでもあります。こういった状況の中で、今後の将来10年先、20年先を捉えたときに錦江町の医療の状態というのはどういうふうになっていくのかなという不安があります。そこで現状と対策について、町長はどのようなふうにお考えなのかお伺いを致します。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

川越議員のご質問にお答えいたします。

地域医療の現状と問題点についてどう考えているかというご質問でございますが、本町は全国的な傾向と同じように人口減少に加え、少子高齢化が進行しておりまして、5月31日現在の住民基本台帳数値は人口7,465

人のうち65歳以上の高齢者が3,296人でございまして高齢化率は44.2%になっているようであります。

本町の医療の現状につきましては、議員の方からも若干説明がございましたけれども、医療費総額は減少傾向にありますけれども、一人あたりの医療費は増加傾向にあり、財源的には年々厳しくなっております。

少子高齢化が進むことにより、社会保障費が枯渇し医療制度が崩壊の危機に直面すると国が危機感を表明しておりますし、2025年問題が近づいていることも感じているところでございます。

このような人口構成の変化は、本町をとりまく医療環境にも変化をもたらして様々な問題が生じております。

まず、ご指摘にありましたとおり本町医療の中核を担っていただいております肝属郡医師会立病院においては、医師の確保が深刻な問題となっております。

また、町内の開業医も廃院されるところや入院病床を廃止されるところなどもでてきており、将来的な医療体制に不安をいただいているというのが実態でございます。

独居老人、老老介護の問題は以前から問題として取り上げておりますけれども、最近では認知症の方々を地域でどのようにケアしていくかという課題に直面しているところでございます。

認知症高齢者の失踪やそれに伴う捜索なども増えてきておりますが、そのような方々をどのように見守っていくかが重要な課題であります。

このような課題は、本町だけではなく全国的な課題として挙げられておりますけれども、労働力や担い手不足による医療体制の確保が特に重要な課題であるというふうに認識しているところであります。以上です。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

日本全国、大体同じような状況の中で医療体制については、推移をしているのだろうと。だけど、いろんな産業と考えると東京一極集中性というようなものやはりこれは医療面でもこういった都市部に医者が流れていくというような状況もなかなか否定はできないというふうに考えています。

今回福祉計画等も策定された中で、在宅医療に向けて今町長の方からもありましたように認知症の対策が非常に重要な問題だというふうに私自体も捉えております。そういうことは今後やはり大きな対策をしていかなければならないわけですが、地域においても元気な高齢者がより一層元気で

あるような・長寿を保てるような対策というのもサロン活動なり、元気度アップのスタンプそういったものも利用しながら、サロンの形成もできているのだというふうに理解は致しておりますが、なにせ医療についてはなかなか今後難しい問題が目の前に迫っているような感じが致します。

そこで、へき地の診療所をもう少し充実してみたらどうだろうかという考え方もあるわけですが、先般診療所の先生が見守りをしながら自分が生活をしているところで、ずっと死ぬまで生活をしたと。そういうような講演をいただいたわけであります。これから高齢者が段々増えていくというような形の中で、医療体制が充実しないということであれば、しないというわけではありませんが、地域における小さなこういった宿利原のへき地の診療所であったり池田の診療所であったりというものをもう少し充実していくことで、少しは何かものが見えてくるのではないかなというふうに私は考えております。

ちょっと調べてみたのですが、宿利原のへき地診療所においては個人病院が大体木曜日の午後に診察がなかったりする部分をカバーするということで、垂水病院の院長先生が診察に見えていらっしゃると。池田についても、毎週火曜日に医師会立の方から出かけていただいているというようなことで、インフルエンザの予防接種等も積極的にやっていただけるというようなことをごぞいます。

保険証を持っていけば、神川校区であろうが大根占校区であろうが、そういう所も利用できるということではありますが、このへき地診療所の充実については町長、どのようにお考えですか。

例えば私が考えるのですが、宿利原・池田の方たちは非常に近くに良い医療施設があるのだというそういう捉え方をしてほしいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

宿利原の診療所の話が出てきましたけれども、あそこは一昨年来地区の人たちとの話し合いを進めていって、廃校利用と併せて診療所をあそこにしようと、そういうことで地域のコミュニティを一極とすることによって医療だけでなく色々な意味で使いやすくするという目的でしたものがあります。そういう意味では利用について以前より便利になったのではないかなと思います。

今、考えていることは利用者をいかにしてあそこに運んでいくか、いわゆる地域の輸送に関するものがこれからの課題であろうというふうに考えております。今政策企画課の方で今年の夏にそういう地域の移動手段についての検討も進めるようにしております。同じように池田地区にも診療所が

ありますので、環境としては大体似たようなことでありますので、地域内でへき地診療の利用の促進を図るためには利用する人たちをどうやってあそこに運搬・連れて行くか、そこがまた一つの大きな今後の課題であろうというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

診療所にしても病院にしても、私たちが今医師会立病院の先生方に非常にお世話になっていることは否めないわけでございます。医師会立病院は地域医療の核であるというふうに私も捉えておりますが、今後本町が目指す先ほども申しあげましたが、在宅医療であるとか・物忘れ外来であるとか・認知症対策であるとかいうものの一翼を非常に担っていただいております。

そこで次に移りますが、30年の1月22日付で「肝属郡医師会立病院移転・建て替えに関する要望書」というものが提出されているというふうに考えております。

内容については三点ほど要約できるかなと思うのですが、まず1点目は建物が老朽化して狭隘化があると、非常に狭くなって使い勝手が悪いと。築も昭和65年に開設をされたわけですから、もちろん建物も老朽化し、当時からいくと今の施設から比べると非常に使い勝手も悪かろうというふうに理解はしております。

2番目に、現敷地が県指定の土砂災害区域にあるということ。

3番目に、錦江町・南大隅町両町による公設民営方式での運営が最適と考え、指定管理者として指定又は委託をしてほしいというような要望書であったというふうに思います。

その後、8月31日に南隅地域のための医療・介護の姿検討委員会を立ち上げて、検討が進められてきたわけです。その間に錦江町・南大隅町においては、本町においては7会場、南大隅においては2会場というような形で住民の意見を聞くタウンミーティングが実施されたというふうに記憶しております。さらには、12月8日に錦江町・南大隅町の住民が28名程度参加をし、病院施設の見学ツアーが開催されました。そしてその後、意見交換もなされた所でございます。こういったことを要望書に基づいて住民に理解を求めていらっしゃるわけでございますが、この7会場で行なわれたタウンミーティングの参加者数及びその内容について分かっているならば2、3点教えていただきたいと思っております。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

タウンミーティングの参加者数については後程担当課長の方から報告をさせます。今議員の方からありましたとおり、要望書は確かに届いてきております。要望書の中身の中で、今町が一番真剣に取り組まなければならないというふうに考えておりますのは、指定管理にするかとか土砂災害の危険箇所をどうやってクリアするかという問題ももちろんあるのですが、それ以前に将来の病院をどういう風な規模にしていくか・人口推移・現在の病院の利用の体系、そこをまず明確にしていかなないと病院から要望が出ているような規模の大きさの病院を作るかどうかというのをまず検討しなければいけないということで、町内いろんなところでタウンミーティングを実施してきているところであります。

そういう意味で、病院の運営の方法とかそういうことよりも規模をどのようにするか、その規模をするための財源的なことをどうするかということは今真剣に考えているところでございます。

タウンミーティングの参加者数については、政策企画課長の方からご報告させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

川越議員のご質問の、9月20日から町内7会場で開催されました、タウンミーティングにつきましては、全体で131名の参加をいただいております。ちなみに南大隅町につきましては、根占地区と佐多地区の2か所で70名の参加という報告をいただいたところでございます。以上です。

はい、そのタウンミーティングの内容につきましては、今年の7月の広報誌にも掲載を致しましたけれども、特に主な意見としまして、現在医師会立病院の紹介制度をとっていると。当然これにつきましては、地域拠点病院という形で開業医を支援するという病院の位置づけがされておりますので、制度上紹介制にしないといけないという現状でございますけれども、ただ患者さん側としましては、紹介状を一回貰って医師会病院に行くということは面倒ではないかというようなご意見が結構出されたところです。

それと、建設費がそのタウンミーティングの際に出されたのが、35億というような数字が出されたので、それに対する不安、将来的な財政負担はどうするのかというお話、それと診療科目につきまして、やはりリハビリスタッフとか充実している分野はあるのですが、整形外科医が常駐が対応できていないとか、そういった診療科目をもう少し充実してほしいということ、それから先ほど町長が申しましたとおり、病院自体もそうですけれども、病院まで行く交通機関がないというようなことも含めまして町政の全般的な課題として、そういった問題も出された所でございます。全体のご意見をまとめたときに、やはり病院とか介護施設とかそういった

ものの必要性を住民さんとしてはやはり必要性を感じていらっしゃるというようなことだったようでございます。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

医師会立病院は確かに私たちの身近なところにある病院だというふうにも認識はしております。しかしここにきて、新築・建て替えあるいは移転とかというような問題が出てきたのであれば、町長は先ほど病院の体制とか規模とかそういうようなものが大事だとおっしゃいましたけれども、そういうことではなくて「なぜ今なのか」というようなことを真剣に捉えるべきだと私は考えております。

今課長からも報告がありましたとおり、タウンミーティングについても「たったこれだけか」と。7会場で130人と。南大隅においても70人と。本当に身近な医療機関でないといけないと言いながら、なぜこんなに关心がないのかということもやはりどこかに経営も色んなものもあったのではないかなど。

さっき言われたような「紹介制でなければ見ないよ」と。あるいは「行っても診療が出来ないから別な病院に行かなければならない」「緊急はもうもちろん受付できない、先進地の機械も何もないのだ」というようなそういう不満等があるので、住民についても参加して行っても建て替えか、このまま頑張ってもらおうかと。それならお金はどうするかと。こういうことになるのだらうというのが、今いただいた130人と70人の結果ではなかったかなというふうを考えている。

それでも真摯に自分の意見を持ってきていただいた住民の方には非常に感謝をしながらはいけないというふうに思っております。

先般、南大隅町が常任委員会の中で南大隅町の学校跡地にこの病院を持つてくるというような報道がされて色んな誤解を招くような報道がされたこと。しかし今になると、南大隅町も大きな声では何も出てこない、そういうことが。ですから、私はやはりこういった在り方検討会も必要ですけれども、町長同士の、南大隅町はどう考えている・錦江町はどう考えているというようなことの話し合いというのが場所をどうするかというようなことも、もし建てれば財源はどうするかというようなことも、もっと真摯にお話をされるべきだと私は思います。というのも、錦江町についても交流センター10億、取り壊しに8千万、南大隅町についても今から庁舎を建設していくと。起債はもちろん対応されることだけど、やはり住民には大きく圧しかかってくるのだということを認識すべきだと。だからそういうことも含めて、やはり町長がトップ会談をこれからもやはりやっていくべきだと私はそういうふう考えております。

それから、先ほど少し触れていただいたのですが、財政面について少しお伺いもしなければならぬというふうに思いますので、この場を借りて財政面も突っ込んでいきたいと思いますが、さっき当初35億というような、建て替えた場合。というようなこともありましたが、今35億でいいのか。これが45億、50億にならないかというような不安と言いますか、そういった推測がなされる場所ですが、国権の補助金というのはそんなにたくさん見込めるものなのか、あるいは公設民営の病院を現在運営をしていらっしゃる場所があれば、その辺の経営なりとかいうようなものがどんな風なのか教えていただきたい。そしてまた一つ、指定管理あるいは委託をさせてほしいという医師会立病院の要望であるならば、指定管理者となると今後多くの建物の補修であるとか、機材であるとか、交通手段であるとか、いろんなものについて、町が負担をしていかなければならないのではないかというふうに考えている場所ですが、その辺も含めて、お願いを致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

まず、トップ会談をすべきではないかとか、財源はどうなっているのか・それから指定管理でうまくいっている病院があるか・いくつか質問がございました。

まず、最初のトップ会談のことについてですけれども、今年の9月1日に両町の町民を対象に、これまで公設民営で病院の移転建て替えの運営を行なった、そういう事例等を含めて9月1日にシンポジウムをするように進めております。それらを踏まえて、今年度中に両町の町長もですけれども、執行部・議会を踏まえて基本的にこの建て替え問題について、どういうふうに向かっているかという方向性を示したいというふうに思います。

基本的には、建て替えは病院は当然必要だということに住民の意見、私どもの意見に変わりはありませんけれども、先ほど来申し上げますとおり、財源のことも含めて、基本的には国・県からの補助金・基金利用というのは現在のところ非常に厳しい状態であります。

そうであればそうであるほど、どの程度の規模の病院が必要なのか、一番肝心なところはそこになるであろうと。だから財源がうんぬんということよりも、まず将来南隅地域に必要な病院の規模、診療科目、そういうのをどこまで求めるべきなのかそこら辺を住民の人たちとうまくシンポジウム等を踏まえて、病院側の方では100何床ぐらいのような要望がありますけれども、そこら辺も今後シンポジウムを踏まえて今年中にある程度の方向性を示したいと。それを住民の皆さんに示しながら、場所はどうか、財源的にはどうするかというのを進めていきたいというふうに考えております。

す。

水口議長

政策企画課長。はい、木場町長。

木場町長

他の病院の指定管理の状況等については政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

はい、まず他の病院の指定管理の状況ですけれども、県内では一番直近で垂水中央病院、ここは公設民営の病院でございます。

医師会が一応指定管理者というようなことでございます。

それから私どもが、先ほど言いましたように、財源等も含め運営・経常的な経費を考えたときに、やはり公立病院というのは非常に厳しい経営が続いているというのが状況でございますので、先ほど町長が申し上げましたが、9月1日のシンポジウムに現在香川県の三豊市という所がございますけれども、そこが市立の永康病院というところと市立西香川病院という2つの病院を抱えております。そのうちの西香川病院というところが、150床なのですけれども、ここを指定管理として三豊・観音寺市医師会というところが運営しております。経費につきましては、詳細がまだ確認できておりませんが、通常の指定管理につきましては中の医療関係の運営は医師会がされると、建物の維持管理費についてはどこまでをというのがまだ詳しく資料収集が出来ておりませんので。

しかし、ある先生方からの情報ですと非常に運営がうまく行っているというようなこともございますので、そういったところも参考にしながら、検討していかなければならないのかなと思っております。

それから先ほど、財源的なものも状況をお話されましたけれども、町長が答弁致しましたように現段階では厚労省関係の補助金というのは非常に厳しいものでございます。私どもとしまして、それ以外のものとして、現在国土交通省のある事業が活用できないものかということで、今調査を進めているところでございます。ただし、それにつきましても、建設費35億を十分に賄えるようなものではございません。

あと選択肢としましては、公立病院ということであれば病院事業債という企業債の発行というものがございますけれども、この企業債についても100%の充当ではございますが、元利償還金を、地方交付税の財政需要額への算入として、最大でも40%というようなことでございますのでやはり両町の財政状況等も加味しながら考えなければいけないのかなというふうに思っている所でございます。

それから、改めまして先ほど町長も両町の協議というようなお話もござ

いましたけれども、町長の方からの指示としましても病院施設を作ることが目的ではないと。施設を作るということではなくて、この地域の少子高齢化の為に将来にわたって安心して暮らしていくために先ほど川越議員がおっしゃったように、現地の先生もハードクターもおっしゃったように、こういった機能を持った中核施設があってその中核施設をどのように生活を向上させるために、また支援するために生かしていくのかとそういった総合的な町のランドデザインを考えていかなければいけないんだということは、町長からも指示を受けておりますので、その点につきましても慎重にただし、時間的なものもございますので、迅速に進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

今後の取り組みまで、対策までもうお答えをいただいたということで理解しております。ただ一つ、建て替えるんぬんではなくてもし今の病院をどうにか使って行けると、長寿命化をしていけるのかという所はいかがでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

長寿命化については私どもの方から一つ提案をしたわけですがけれども、病院側としては、長寿命化のことは極端に言うとは検討に値しないというか、検討をするにしてもその費用は病院側は出さないというようなことでありました。そういうことから、両町で長寿命化に対する調査をどうしようかというふうに検討しましたけれども、多額の費用を出して検討した結果、長寿命化に値しないという回答が出ることも十分予想されるということから、今回については今のあそこの病院の長寿命化ということについては、現時点では選択肢から外そうというふうに考えております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

ということは、先ほどよりおっしゃるような未来の錦江町あるいは南大隅町を含めた医療体制というものは病院の内容・規模というようなものを今後検討していきながら、長寿命化でしていけなければ建て替えて新しい場所にそういう病院を設置するかもしれないという未来像でよろしいのですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

それは、今後の協議でございませけれども、当然そういう選択肢も出てく
ると思います。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、なんかグルグル回っているみたいなのですが。

そういう選択肢があった場合には、やはり先ほどから病院規模があり、内
容が重要だと、財政面はさしてということではなくなってしまうと。こうい
うような理想の病院を作っていくのだよというようなことであれば、二町
に応じた要望のある病院の内容の診療そして規模を模索していかれる、長
寿命化で対応が出来なければ、新しくどうにかしてどこかに移して新しい
病院を作っていくしか、老健施設もそのまま付いてくるということになる
と相当な費用をやはり私たちも負担をしなければならないというふうに現
時点ではそういう結果であろうというふうに考えております。

今後の方針としても、今あらかた出てしまいましたので、再度問いはしま
せんがやはり中間の報告というものもやはり住民にも議会にも早めにこう
いうような取り組みをし、今後こういうような取り組みをしていきますと
いうようなことがないと12月8日に病院見学をしたが何のこともなかつ
たと、もう6ヶ月過ぎたけどどうなったのかということで、私は今回質問さ
せていただきました。そういう中では、住民がそういったツアーやいろんな
会合の中にあまり参加をされない。されても同じような方たちが見える
というようなことも住民の意識も変えていかないと住民の血税の中からその
病院も端正をしていくわけですから、こういった経過あるいは方針という
のももう少し早く設定をされてそれに向けて住民にも説明をされ、9月1
日のシンポジウムを楽しみにしておりますので、どうかその辺をご尽力く
ださいようお願いを申し上げます。

次に、2点目の子どもの携帯電話の保有量と利用状況ということで、教育
長に質問を致します。

文部科学省が携帯電話やスマートフォンを学校に持ち込んでも良いとい
うような緩和を示したというようなことで、2月20日の南日本新聞に報
道されたわけでございますが、それはよく読んでみると、地震や豪雨とい
った災害時に長時間子どもと連絡が取れずに非常に困ったと、そういった意
見が非常に多く、先に大阪府が使用は登下校のみというような形で許可を
したというようなことでございます。広島等においても高校生について、や
はりそういった対応もするのかなというふうに考えています。

本町は県教委の一貫した一つの方針の中にもあるでしょうから、すぐにそ

れに同調するという事ではないかもしれませんが、南海トラフとかあるいは種子島沖地震が最近すごく頻繁に出ていますし、桜島の火山爆発というようなこともこういった火種もやはり抱えているわけです。

ですから、こういった質問をさせていただきました。まず最初に今年度4月入学時の児童数は小学校が346人、中学校が145人というふうに承知しております。こういった中で、どれくらい子どもたちが携帯やスマホを保有し、そしてまたどんなふうに使っているのだろうかということにお答えいただきたいと思います。

水口議長

はい、畑中教育長。

[畑中教育長、登壇]

畑中教育長

ただ今の川越議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員の御指摘のとおり、本年2月に柴山文部科学大臣が『携帯電話やスマートフォンの小中学校への持ち込みを原則禁止した文科科学省通知（平成21年1月）を見直す検討を始める』というような記者発表等がございました。その背景には、今ご指摘のとおり高い子どもたちの所持率とか災害時の連絡手段として非常に有効であるという多くの意見が寄せられたということがあります。その反面、新聞報道・マスコミ報道等でもご存じのことと思いますが、スマホ依存症とかゲーム障害などから学校への持ち込みについて懸念するご意見もあります。

そこで、文科省としましては持ち込む際のルールの必要性も含めて規制緩和についてこれから議論を進めるというような答弁でした。結論が出るのは来年以降かなというふうに思っております。

ご指摘のご質問がありました本町の小中学校での保有状況並びに利用状況についてお答えしたいと思います。

まずは、昨年9月に県下一斉に毎年行っております、昨年は保護者を対象とした調査を致しました。

本町の所持者ですが、小学生の15%、県下は約16%です。ほぼ県と同じ並だと考えていただければと思います。

中学校で約27%、県下が約31%ですから、県下の平均よりは低いというふうに捉えて良いのかなと考えております。

ただし、これは所持ですので、共有スマートフォン、家庭で自由に使えるスマートフォンはどうか、と又は情報端末機つまりゲーム機もSNSなんかで交流することができます。これが問題なのですけれども、このゲーム機を含めると小学校で74%、県平均は90%です。それから中学校でも89%、県平均は96%。もう100%に近いような状況でございます。

つまり、どういうことかと言うと多くの子どもたちが、インターネットを利用できる環境下にあるというふうに捉えていいのかなと思っております。スマートフォンの所持率または共有率については、そこまではないと思えますけれども、ゲーム機等を捉えるということですね。

そこで、ご指摘がございました。では新年度になってどうなのかと。本町の状況はということで、年度当初5月にこのことについて、今度は子どもを対象に調査させていただきました。

所持率ですが、小学校で20%、先ほど保護者の回答では15%という回答でした。それから中学校ですが、48%、約50%です。保護者回答では、27%でした。そういう状況です。昨年9月の状況からすると大幅に増加しているというふうに捉えるのかどうかということをもっとこれは回答させていただきますが。

そして共有スマートフォンを合わせますと、小学校では6割。ゲーム機はこれは含みません。それから中学校ではこれは8割の児童生徒が、スマートフォンを自由に利用できる状況下になっていることは変わりません。ということになります。

そこで利用にあたってですが、所持しているスマートフォンにフィルタリング、自分のスマートフォンにですね。共有物ではなくて。自分のスマートフォンに対してのフィルタリングを確実に設定してありますかと聞いてみました。小学校で56%、中学校で76%の子どもたちが設定しているかどうかを分からないし、又は設定していないというような回答をしているところなのです。小学校で半分、中学校で4分の1の生徒が、分からないというふうに捉えていると考えていいのかなと思ったりもします。

さらに家庭でのルールの設定についてですが、小学校では74%、中学校で78%、約8割の生徒がルールの設定をしていますと言っているのですが、これを昨年の9月に保護者に聞いたところ小学校・中学校ともに9割の親がちゃんとうちはルールを決めていますよと言っているのですが、子どもたちは小学校で7割、74%でしたから8割に届きません。中学校でも8割、つまりここに保護者の意識と、先ほどの所持率も一緒なのですが、子どもたちが感じている自分のものだという意識と、又はフィルタリングにしてもルールにしても保護者の感じているものと子どもの感じているところに、ここに今後の課題があるのかなというふうに捉えているところですので。

[畑中教育長、降壇]

水口議長

はい、7番川越君。

7 番川越議員

大変な普及率というふうに言わざるを得ないような今後の生活の中ではやはりスマホとかそういったものは非常に身近なものであって、その使用方法の例えばその善悪というか正しい使い方であるとかというようなものが全て善悪を分けていくような、そういうような感じが致します。

そこでなおさらなのですが、学校への持ち込みを今後もし緩和された場合にいろんな問題があると思います。まず、歩きスマホがあるだろうし、それから学力低下にも繋がっていくだろうというふうに私も考えております。

これから問題なのは、先ほども指摘がありましたように、子どもの意識と親の意識というのがなかなか格差があるというようなことでございました。やはり、子どもと学校と教育委員会とかあるいは他の関連の機関との話し合いというのがこれまでにスマホに関して行なわれたのかどうかという実態をお聞きします。

水口議長

はい、畑中教育長。

畑中教育長

はい、ありがとうございます。

学校における携帯の取り扱いについては、先ほども述べましたけれども、通知の中で携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであるから小中学校における児童・生徒の持ち込みについては原則禁止すべきであるというふうに通知でなされております。本県におきましても、この通知を受けて県教育委員会・各市町村教育委員会に通知が発出されまして、各学校においても指導方針や児童生徒・保護者への周知をこれまでも図ったところでございます。ただし、ご指摘のとおり、通学上の安全の観点からやむを得ない事情で持ち込みを希望する保護者に対しては持ち込み許可を申請させ、児童生徒の携帯電話を登校時に学校で一時預かるなどして、学校での教育活動に支障がないようにしておきました。

このことにつきましては、これまでに指導した内容ですが、これが出たのが先ほど言いましたとおり平成21年度、約10年前の内容です。現状としまして、町内の中で中学校では特段携帯は必要ありませんと。ですから持ち込みはございません、というご回答です。

小学校においては、やはり登下校の安全上の観点から保護者の申請により持ち込みを許可している児童が10数名おります。議員のご指摘のありましたこれまでこのことについて、検討会はどうだったのかということで、この通知が出されました当時使用法とか学校の管理の仕方についてPTA役員会とか通って協議をもちまして、例外的に持ち込みは許可しようと。その際の申請書となるものはちゃんと作って、ちゃんと保護者とどういう理由でそして管理の仕方はどうしましょう、もし、というときの対応なんかも

十分申請書も作られたようですので、それが現在の利用されている状況でございます。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

やはり適切に使われないと、なかなか大変なことになると。

動画の拡散であつたりとかいうようなことも懸念されるというようなところが一番怖いところであります。やはりこの辺については、保護者の認識を新たにしてもらおうということと子どもの認識を新たにすることが、大事なことだというふうに捉えます。今後の方針として私の方から提案させていただきますが、今朝の南日本新聞に種子島中学校が適正医療ということで、お医者さんを講師に招いて安全教室の開催を致しております。やはりこういった開催をこまめにやっていかないと、子どもたちも大変だよと。自分を守るためにはやはり適正にしていかないと体も壊していくのだよと、害もいっぱいあるのだよということを認識していただくと。便利さの裏にやはりいろんなそういうものが潜んでいることを認識していただくために、出来るならやはりいろんな機会を捉えてこういう健康安全面からも講師を招いてしていただく、あるいは担当の先生が話をしていただく機会を今後捉えていただきたいというふうに要望致します。これで、質問を終わります。

[7番川越議員、質問者席から降壇]

水口議長

会議を閉じて休憩に入ります。11時20分から会議を開きます。
休憩に入ります。

休 憩 11:11

再 開 11:20

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。
次に6番池田君の発言を許します。6番池田君。

6番池田議員

6番。

[6番池田議員質問者席へ、登壇]

6番池田議員

早速質問に入らせていただきます。
一番目の防風林の松枯れ対策についてでございますが、県の管轄の防風

林についてのことなのですけれども、台風時にはテトラポット等により発生した潮や強風が吹きつけます。

これらから民家を守るという大切な役目をこの防風林がしております。そのような中に防風、防砂、防潮林としての松林の中に、枯れ木が見受けられるが、現状をどう捉えているか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

池田議員の質問にお答えいたします。

海岸の松林の大部分が町有林で防風及び潮害防備保安林に指定されております。当該地の松枯れの処理については必要に応じて毎年随時伐倒焼却等の適切な処理を行っております。

松枯れの現状については、昨年度の処理以降何らかの原因で枯れたものと捉えており、必要に応じて処理をしていきたいというふうに考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

本数が減少しているのは松くい虫によるものなのか、あるいは強風等によるものなのか、原因もいろいろあると考えますが、本数が減ったり、あまり大きくなると上の方だけ枝が残り、下の方の枝が枯れたり折れたりして、透けて見える状態では、風や潮を防ぐ力が減少致します。例えば、数年か10年おきに補植などを考える考えはないですか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

枯れることについての原因、予測でございますけれども、病害虫によるものかふうによるものか、いずれもありうるというふうに考えております。補植をするという考えはないかということですが、補助事業等があると思いますので、そういう補助事業を活用しながら風が極端に通るようなそういうところについては、計画的に補植をしていきたいなというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

- 6 番池田議員 この松林は元々県の管轄ではあるのですが、現状などの把握におきましては、県自体があるいは地域振興局自体が把握するものなのか、あるいは町の方で代わって把握そして報告等をするものなのか。
- 防風林の状況などの把握について県との連携はどの様に行われているか。
- また県と協議して「松くい虫」などの害虫に強い樹木の選定は考えられないか伺います。
- 水口議長 はい、木場町長。
- 木場町長 土地自体は町の物ではございませんが、防風林そのものは基本的には町が管理すべきものであろうというふうに考えております。なお、松以外の樹種についての質問でございますけれども、例えば垂水市辺りにはアコウの木が植えてあったりとか、そういうものもありますので、必ずしも松以外の、松でなくてもその場の環境・状況に応じて効果がある樹木があればそれを選定することも可能ではないかなと考えております。
- 水口議長 はい、6 番池田君。
- 6 番池田議員 質問の順番が私の方が間違っていたのかもしれませんが、そもそも防風林の中には松以外の木を植えることが可能なか確認をお願い致します。
- 水口議長 はい、木場町長。
- 木場町長 保安林用の指定施業要件というものに定められた樹種を植栽することになっているようでございます。
- その中には、松以外の樹木も定めてあるというふうに理解しております。
- 水口議長 はい、6 番池田君。
- 6 番池田議員 いろんな樹木の種類を植えても構わないとなっておるようでございますが、こういう防風林がやはり疲弊してまいりますとやはり農家の作物なんかにも影響もあると思います。そこで他の自治体で、大きな松林を管理している所、近くでは東串良町とか大崎町などがあると思いますが、そういう所から知識を学ぶ必要もあると考えますけれども、この事に関してはどうか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

他町の状況を参考にしてはどうかというご意見ですが、もちろん他町の状況を見ることは必要だとは思いますが、馬場海岸・神川海岸につきましては、長年朝晩よく目にしているところでございますので、他町の状況を参考にするかは否定はもちろんしませんけれども、今までの経緯に沿って管理していけば良いのではないかなというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい。他の自治体からも色んな勉強会をするのも必要かと思えます。松崎海岸沿いを調べてみますと自然に生えている「はまひさかき」、「とべら」「浜枇杷」、「うばめがし」などが見受けられますが、

クロマツはやがて高い木となりまして、下の方は隙間が発生いたしまして、そういう防風・防潮をカバーするためには、低木の植樹も考えられると思えます。いろいろ参考にしてもらいたいと思えますが、

前々から、与論島に行った際に、モクマオウという木を考えていたのですが、調査致しましたところ、落ち葉には植物の成長抑制剤の効果があって現在では農家からの伐採の要望もあるようです。

また、ニセアカシアやタブの木などもあるのですが、クロマツの成長を抑制するよう防風林委は向かないようなことも聞いております。このように、品種選定には先持って調査が必要のように思います。

最近の大型台風による風や潮の飛来に対しましては、住民からも要望がありますので、早めの対応が求められております。早急な対策検討を提言いたしまして、この質問を終わりたいと思えます。

次に火災対策につきまして、1番目の火災現場につきましては、初期消火が最も効果が発揮される事から現場近くに防火水槽が必要とされ、また各自治会にも自主防災組織が設置され、地元住民による最も早い初期消火が可能となっている所でございます。

地下式消火栓には、その取り扱いに難しい欠点があるようです。

そのような中に防火水槽の確保は十分であるか、また消火栓の地上式への進捗状況はどの様になっているか、さらに消火栓の拡充の必要性をどう考えるか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

防火水槽の整備状況でございますけれども、町内には40t以上の防火水槽が161箇所ございまして、消火栓につきましては公設の物が241箇所設置してございます。消防水利の基準に対する整備は概ねできている状況であります。

地上式消火栓の進捗状況でございますけれども、田代地区においては全ての消火栓68基が地上式であります。

大根占地区の消火栓の地上式への改修及び新設は、過去8年間で改修33基、新設7基の状況でございます。当時の地上式の割合が31.2%、本年度当初が45.7%であります。

今後も年間5基から6基のペースで改修の計画を予定していますが、場所によっては設置スペースの関係で改修困難なところもあり、今後は地域住民の方々と設置場所等の検討が必要になってくると思います。

次に消火栓の拡充の必要性についてですけれども、消火栓は火災が発生した場合に地域住民いわゆる自治会の自主防災組織の共助の力で初期消火を行う資機材としてとても有効なものでございます。

自治会からの要望があれば現地の確認等を行い検討して参りたいと思います。ただし、消防水利を消火栓のみに偏ると大規模な地震が派生した場合、水道の配水管が被災した場合は使用不能となり、火災発生時の消火活動に支障をきたす恐れがありますので、やはり防火水槽の設置も不可欠であるというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい、消火栓につきましては、地震の際のパイプの破裂などが危惧されるところでございますが、防火水槽に関しましては用地交渉や取得資金という問題もありますが、今後も引き続き防火水槽の拡充も必要と思います。

また、地下式の消火栓は取り扱いが少しやはり難しく安全度も危惧されますので、出来るだけ地上式の消火栓への切り替えを、現在は45%らしいですが、望まれます。

また、町水道が通っている所には自治防災組織が活躍できる消火栓の設置が、活動が発揮されるためにも必要と考えております。

続きまして、本町におきましては、大型車が侵入できない住宅街がありまして。

そこで、タンク車が侵入できない住宅街を把握しているか、またそれらの地区に対して十分な対応は出来ているのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長 緊急車両の進入不可能な住宅地への対応の件でございますけれども、効率よくまた効果的に消火活動を行うためには多くの機能を備えた自動車ポンプを火災現場付近に配備して、小型ポンプと連結させて消火活動をおこなうことが有効な方法だというふうに考えております。

水口議長 はい、6番池田君。

6番池田議員 はい、地元の消防団が現場に到着して車が入らないところは可搬を使っていくわけですが、やはり先ほども言いましたように初期の活動に対しては自主防災組織がやはり一番鎮火には早くなると思いますので、防火水槽の増設もですが、消火栓の拡充なども対策を十分行って行った方が安心できると考えます。

3番目でございますが、防火水槽はその容量により限度があり、また消火栓でも大量の水が必要な時には、対応が出来ない時があります。そのようなときには近くの自然水利の活用が重要になりますが、自然水利の活用・周知は十分になされているか伺います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 自然水利の活用についてでございますけれども、本町におきましては、火災時の自然水利の利用は、用排水路や河川を使用するケースが主であります。この自然水利については、ご承知のとおり時期により水量がまちまちであります。

現実には、火災現場付近に消防水利が無かったり、不足している場合は用水路等に堰を設け、取水したりして消火に当たっている状況でございます。自然水利の場所はそれぞれの地域にあるため、各分団で各種訓練を通じて確認してそれぞれの分団が共有しているという状況にあると思います。

6番池田議員 6番。

水口議長 はい、6番池田君。

6番池田議員 分団でもやはり、自動車ポンプで10m以上あって高さが。用水できないときには可搬を利用するわけですが、橋によってはその欄干の下から直接川に吸管を入れて真空もできる状態のところもありますので、やはりその分団によっては橋にここは吸管が届くところだとか、ここは届かないから下の川へ可搬を持っていかなければいけないという、そういうことの印や看板をすることによって現場到着の消防団が駆け付けたときにはすぐ吸管

を橋から入れる、それからあるいは可搬を下すとか、それが素早くできるようになると思います。また、看板を設置することによって、かねてから付近の草払いなど地域の方からのボランティアも期待されると考えております。

やはり私も最初神川の川を見たときに水の取り入れ口という看板を見たときにそう思いましたし、今では堂之元側辺りもちゃんと、せき板などが準備されておりまして、でもそれは消防団とか知っている人とか作業が出来る人は出来るのですが、なかなか他の人たちには難しい点もありますので、そこ辺りも考えなければいけないと思います。

続きまして、今自主防災組織はたくさん各自治会にできていると思いますが、消防団との自主防災組織との連携の状況はどのようになっているのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

消防団と自主防災組織との連携の状況でございますけれども、まず消防団とは池田議員も元消防団ですのでご承知かと思っておりますけれども、消防組織法に基づき、各市町村に設置される非常備の消防組織であります。

消防団員は別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害の発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけて消火活動や救助活動を行っております。平常時には火災予防の啓発などの活動も行っております。

また自主防災組織とは、災害対策基本法において規定されている地域住民による任意の防災組織であり、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織でございます。

本町では、89自治会すべての自治会に組織されております。

しかし、日頃から火災をはじめとする災害に備えた様々な取り組みや訓練等の活動をしている自主防災組織は全体の4分の1程度です。活動の無い自治会の要因としては高齢化、戸数の減少が考えられます。

このような中、消防団と自主防災組織との連携の状況についてですけれども、消防団が春と秋の火災予防週間において消火訓練を各自治会で行いますが、これはおおむね輪番で行っているようでございます。

この時に自治会の自主防災組織のメンバーも参加され、消火栓等の水利箇所の確認、初期消火の訓練をされる場所もございます。また、自治会で消火訓練を実施する際に消防団員を中心に訓練されるなど、それぞれで連携を取っているところもありますが、先ほど申し上げましたように、高齢化や戸数の減により自主防災組織として活動ができない自治会が多くありますので、特に中山間部の自治会では多いようでございます。

1つの自治会で活動ができない場合は、消防団との協力連携体制が大変必要になるかと思えます。消防団幹部会への提案も今後は検討してまいりたいというふうに考えております。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい。中山間部におきましては、家屋も離れておりましたり、また自然水利も利用したり防火水槽が主なのですが、やはり住宅街になりますと、どうしても各自治会にある自主防災組織の活動が必要になってくるのではないのでしょうか。消防分団も、2年に1回は操法大会とか訓練に時間を割くために、時間もあまり無いのですが、先ほど言われた春の火災予防週間・秋の予防週間を利用して、団員を3人から5人ぐらいに分けて各自主防災組織に充てて、地元の方と直に訓練が出来るようにすることが重要と考えます。その際には、消火栓のホース点検もできると考えますが、ホース点検も常時するという事は消防団にも負担がかかりますので、自主防災組織との話し合いによって点検などをしていかななくてはいけないかもしれません。

それから、気をつけなければいけないのが、消火栓の近くにはホースが格納されておりますが、あそこは3つとか4つとかあるのですけれども、2つ重ねてありますので、圧をかけて締めてありますから、あれを開けたときに下のホースが、外側の方が飛び出してくる可能性がありますので、やはり金具などでけがの可能性もありますので、十分ここは気を付けていただきたいと思っております。

次に、役場職員の消防担当がいる時は、火災時にも適切な対応がなされると思えますが、火災が発生すれば真っ先に現場の住所、分かりやすい近くの目印やそれに伴う出動分団の名前が重要かと思えます。

昨夜も当初、池田分団の出動要請がなされ、後程中央分団の出動の変更がなされたということであったようでございますが、これはやはり夜間における防災行政無線における緊急放送に少し不備があるのではないかと感じております。担当の夜警の方が中西自治会の所在を把握できていなかったのか、場所はどこだったのか私もはっきり分かりませんが、そのような感じを受けております。

そこで、休日や夜間の災害時における防災行政無線での連絡体制はどのようなになっているのかお伺い致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

休日、夜間の防災行政無線での連絡体制でございますが、まず火災発生の場合につきましては、第1報は大隅肝属消防本部の指令課から役場本庁の

守衛に連絡が入ります。

火災現場の確認、管轄分団の確認後、防災無線による緊急放送をするという流れになっております。昨夜の場合は火災発生が消防組合指令課から役場本庁舎に来たのですけれども、守衛をしておりました守衛の担当職員が認識というか、場所が分からなかったのか、中西という火災の発生場所を池田というふうに捉えて「池田の分団は」というふうに放送を致しました。これについては、また今後指導をしていかないといけないと思います。ただし、団長以下分団員の方々には消防指令課から携帯にメールで中西が火災だという通知が私のところにももちろん来ておりますので、放送は昨夜は場所の分団の誤りがありましたけれども、それぞれの団員のところには中西というのは通知が届いておりますので、当該する分団には「自分のところだな」というのは、ある程度認知は出来たと思います。とは言いながらも、守衛体制について、再度役場の方でも注意・指導をしまいたいと思います。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

私も以前からこのことが気になっておりまして、夜間における防災無線での現場の伝え方が分かりづらいことが多々あると感じておりました。

住民からもそのような声がこれまでも聞かれております。最初に自治会名を正しく知らせてもらいたいというのがございます。そこで、警備会社に依頼して、無理かどうか分かりませんが、できるだけ本町に詳しい関係者を夜警の担当にしてもらうこととか、これから時間をかけて出来ないか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的には地元の人たちを警備会社をお願いして、雇用してもらうようには頼んでおります。今、一人は地元出身の方ですけれども、一人は地元出身の方ではない方でございます。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

地域の方の方が良いのですが、地域の方でない時には職業としてやはりその職場ですので、地域の夜警の担当者になる人はどこにはどういう自治会があるとか、目印になるようなそういう店舗、いろんな郵便局でも良いし、それから地名を覚える必要があるのではないかと考えております。

最後にちょっと時間がかかるのですが、私の考えを述べて終わりたいと

思うのですが。

火災の際には一番注意をしなければならないのが、消防119への通報が第一だと考えます。もうすでに誰かが通報しているのだらう、役場が、消防が、消防団が全部やってくれるのだらうと、そう考えるのが一番危険性をはらんでいると考えます。

何回でもいいですので何回でも119番への連絡や、ボヤであっても勇気をもって通報して頂くことが重要と考えます。

また現場においては人命の安全と、119番通報をしたという言葉も随時周りの人に聞こえるように発声することが重要だと思います。そして、共助の精神を住民が育てていくように、まず行政の施策が是非とも必要であると考えます。

また、火災現場で見ている方々には水が出るまでとても長く感じると思います。現場に到着してから、水利への吸管投入、ホース展張並びに結合、筒先の準備、それぞれ担当して接続の確認、ポンプの真空操作、色々な確認を終えて放水が開始されます。

各接続部が的確に接続されていなければ高圧放水の際に新たなけがなどの危険がありますので、防止するためには、最初は少しの圧で送水の準備をしながらホース展張の結果を見て「放水始め」の号令により、初めて本格的な消化放水が開始されております。

これらの時間を短縮するためには地元の現場近くにおられた方の、例えば防火水槽の蓋を開けてもらうとか、消火栓を利用することが求められます。これらの作業はかねてからの訓練によらなければ、より早くまた安全に行うことは出来ません。行政、消防団、消防署、住民が一体となって防災・減災につながるようかねてからのより一層の訓練を提言いたしまして質問を終わります。

[6番池田議員、質問者席より降壇]

水口議長

次に、8番笹原君の発言を許します。8番、笹原君。
議員の皆様にお願ひ致します。私語は慎んでください。

[8番笹原議員、質問者席へ登壇]

8番笹原議員

皆さんこんにちは。どうもお疲れ様でございます。
ちょっと声が悪いですので、我慢してください。
通告に従いまして、質問を行ないます。

錦江町では40戸数ほどの方々が現在甘藷を耕作されています。耕作面積は焼酎用が120町歩、でんぶん用が25町歩、青果加工用の紅はるかな

どがおよそ25町歩位、合計170町歩程度の面積が栽培されております。上部農業の活性化、また地区・町の活性化に繋がっていると考えておりますが、近年新しい病害が発生しており、減収が大変心配されているところであります。なお、今年は苗床にも3月初めより病害が発生した関係でこれに効果的な薬がなくて苗が不足しており、植え付けが遅れたり、植え付けが出来なくて減反をされた方も一部あるようでございます。

この病気に関しまして、今日一応書類を配らせていただいております。白い紙の「病害虫の診断票」というのが、今年3月の初めに病害が出まして、県の方に役場を通じて調査を依頼した物件でございます。

これで「つる割れ病」という診断が出ているのですが、合併症が今年もありまして、大隅地域振興局からの書類の中でパターン1から4まであるのですが、つる割病は前みたいに出ていない状態です。つる割病は見ただけで分かりますのであまり心配はしていなかったのですが、多分今年のハウスの病気はパターン4の基腐病というものの関係であるのではないかと考えております。

これに関しても普及所関係の方に聞いても効く薬を教えてもらえない。登録関係だと思っただけで、「何が効くのですか」と言われても「ベンレート」しか言わないのですよね。登録が取れたのが「ベンレート」しかないものですから。虫にはたくさんあるのですが、病気に関しては薬がまだ今まで出ていなかった関係なのかありません、薬が。そして、登録が取れていないから分かりません。何も回答もいただけない状態で今模索をしているわけですけども。

この関係で、実際今年ハウスで出ているのが種芋を利用したハウスの被害が多いのです。それも実際私もバイオ苗を使っているのですが、バイオ苗で今までのものは種芋を作るためのバイオ苗をして、種芋を作ったもので床をしているのですよね。それに被害が多い。今の農家の方々は仲買さんが多いものだから、会社ではなくて。仲買のところから種芋を方々から集めて床をされている。それで、「このものはひどい」「このものは出なかった」というのもあるのですけれども。

実際私も去年、一昨年から種芋が腐れてだめで、バイオ苗を取って、それから挿して床を少し広げたことがあるのですが、その時から挿し苗で広げたところには病気は出なかったのです。今年もそういうのをやってきたものですから、そういうのをやったら出ないということで病気が出ていないものですから、それを話しながら安水でも話し、宿利原でも1軒バイオ苗をしている方がいらっしゃいます。そういう所で色んな見方をしながら今やっているわけですけども。

バイオ苗というのも色んな考えがあって「無病だからかえって菌に弱いのではないか」とかいろいろあるのですけれども、まず病気にかかっていな

い苗で挿して広げるといふのをどうしても、今出来るのはそれしかないと考えておりますので。実際今、種芋を植える・バイオ苗を切って準備はするのですけれども。

それと他にバイオ苗は今年の締め切りが5月31日だったのです。それでその時頼まないと来年の挿し苗が出来ないという状況もありましたので、話をして農家の方々と「どうされますか」「手が届く方はこういう方法もありますよね」といふのを話を聞きながら進めてきたわけですから。

かれこれグループがカライモ・甘藷はないものですから、急にどうこうといふのも出来なくて今日に持ってきたわけですから、なんとか今出来る対策としてバイオ苗を利用した苗床を作れば、バイオ苗を注文している方もいます。そうしていかないと間に合わないものですから。来年の苗をするわけですから。それを少し高かったり、初めての人も多いということで、なんといいか、収穫をしながら苗の管理もしないといけないという点もあるし、バイオ苗の場合は1ポットといふので1本ではなくて、1ポットが160円～200円としないといふ手に入らないといふものもあるし。

人によってはバイオ苗を苗物屋さんがして、それを切ったものを1本が20円で挿すといふ方も1人いらっしやいました。そういう方法も良いのかなと思ふのですけれども、1本20円といふのは相当高くつきますので、バイオ苗も高いのですけれども、バイオ苗は管理をすればいっぱい広げていくことができるので、苗床には管理が届けば良いのではないかと考えております。9月～11月の導入にしないと来年の苗床に準備ができません。

それで何とか、ここに注文された方が10何人いらっしやるのですけれども、そういうことがあるものですから間に合わないのですよね。これに対して町も色々大変なのですけれども、カライモのことに関してはこれだけの面積であって、これが広がればもう死活問題になっていく・町も土地も空いてくる・大変なことだといふ気もするのですが、今町にしていきたい対策として来年度に向けての苗床のことで、バイオ苗をやってみないかといふことで対策は考えられないのか伺います。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

甘藷のバイオ苗の購入補助の件について、でございます。

現在、病気が発生しているのも昨年大発生しましたつる割病等と同じものであるといふふうに聞いております。それぞれの農家におかれましては土壌の消毒等対策を講じられているところでしょうけれども、非常に厄介な病気のようにございます。

ご質問のバイオ苗購入補助について、でございますけれども、他の農産物に対しても今まで多くの防除等の補助をしてきたことなどを勘案すれば、本町の重要な基幹作物である甘藷への緊急的な補助について対策を打つべきではないかと考えております。

しかしながら近隣町村の状況あるいは先ほどもありましたように焼酎あるいはでんぷんあるいは青果用としてそれぞれ出荷先も違うようでございますので仮に補助をするにしてもどのような補助のあり方が最も効果があるのか、そういうことを含めて関係機関を交えながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、8 番笹原君。

8 番笹原議員

現在甘藷の植え付けをされている農家の方々は大きいのは農協さん、小鹿さんなのですが、仲買さんが何人いるか分からないぐらいいらっしゃるのですよね。いろんな相談も持ちかけられない状態だと思います。仲買さんには多分無理だと思います。今実際やっていかななくてはいけないのが、ハウスで「ピクリン」と「バスアミド」両方ともやるのをやったり、「分解ヘルパー」という腐食の促進剤を入れたりしないといけないというのは考えて、話も農家の方々同士でやっております。

だけどやはり、種芋を生産しないことにはどうにもならないものですから。種芋対策もどうせ「ベンレート」。つる割病には「ベンレート」は効くのです。だけど、他の基腐病関係には全然効きません。今年色々試験をしているのですが、これはだめだなと思う薬もあるのですが、

18日に文教産業でちょっと視察をしてもらおうかと思っているのですが、ひどい人はハウス全部枯れています。そこ辺りを地域振興局にも言ったのだけれども何も教えてくれないものだから対策がないのですよね。町でやはり先に近隣市町と言わないでも鹿屋とか近辺でもひどい人は大変なのです。出ていない人は出ていないのだけれども。ひどい人はひどくて対応ができない状態でございますので、他が出来ないのだからうちも分からないのだけれども、うちが先に先手を取って対策を乗り込んでいただければよろしいのではないかと考えておりますので、何とか対策を考えてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

基本的な回答は先ほどと一緒なのですが、原因をやはり正確に追

及しないと対処方法はどれが一番良いのかということも分かりませんので、難病というのは我々も認識しております。それですから、専門的な知見も取り込みながら担当課・産業振興課を窓口にして、検討を進めさせたいというふうに思います。補足する部分については、産業振興課長が補足・答弁を致します。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

補足を致します。今町長が申しましたように、苗の補助が最も効果があるのかそれとも土壌残渣の処理の方が、効果があるのか産業振興課としましても、大きな基幹産業ですので、この病気は是非止めて甘藷栽培農家の所得維持を図りたい。それはもう間違いのないところであります。

またもう少し専門的などところで話し合いました、何らかの対策は打っていくというところでご理解をいただきたいと思います。宜しく願います。

水口議長

はい、笹原君。

8 番笹原議員

バイオ苗の注文を9月～11月にハウスに植え付けるということで。

そうしないと来年の苗床に間に合いませんので、早急的な話し合いをしていただいて、今回はバイオ苗だけの話になりますけれども、色んな対策を今から考えて農家の方と一緒に、会をする時は農家の方を呼んで。

今実際対策が目に見えないというのが一番大変で、勉強しながら農家の方々も色々やっているようですけれども、そういうのに出来れば一緒に巻き込んで早めに処理していただいて苗の方も早く決定していただいて望むということで。

農家の方々はやはりバイオ苗で種芋を作ったり、かねてどおり準備はしておきます。バイオ苗を頼まれた方もそのつもりでハウスを消毒し、準備をしていかないと来年が出来ませんので、そういう対策で頑張っていかれると思いますので早急の対策を宜しく願います。

これで私の質問を終わります。

[8 番笹原議員質問者席から、降壇]

水口議長

はい、これで午前中の会議を閉じたいと思います。

昼からは、午後1時より再開致したいと思います。

休 憩 12 : 04

再 開 13:00

- 水口議長 休憩を閉じて会議を開きます。
質問をされる方・答弁される方、マイクを付けて発言をされますようお願いを申し上げます。
次に、2番浪瀬君の発言を許します。2番、浪瀬君。
- 2番浪瀬議員 2番。
- 水口議長 はい。
[2番浪瀬議員、質問者席に登壇]
- 2番浪瀬議員 お疲れ様でございます。議長にお願いがあります。私の太陽光の質問で、今建設中の写真を参考として町長に提出したいのですがよろしいですか。
- 水口議長 はい、結構です。
[2番浪瀬議員、建設中の太陽光発電施設の参考写真を町長へ提出]
- 2番浪瀬議員 それでは、質問に入らせていただきます。
まず、太陽光設置場所の流末処理等について通告をしておりましたので、質問を致します。
最近、太陽光発電施設の設置が多く見受けられ、又今後においても工事予定のところもあると聞いております。この太陽光発電は全体がパネルになっており、降った雨がすべて周辺農地や施設の下にある川や山に流れ込んでいる状況でございます。これからの雨による災害時期を控えて災害に繋がらないか心配をしているところでございます。
もちろん、町の直接の行政事務ではないかもしれませんが、施設の流末処理など住民間でのトラブルや住民不安が募っている状況でございます。町の直接指導は難しいとは理解をするところではございますが、農地管理・営農また災害から住民を守るという上から住民と施設者の間に入って円満な流末排水解決のための行政指導は出来ないのか、助言は出来ないのか考えを聞きたいと思っております。
まずそこで1問目。町として太陽光発電施設の設置場所・設置数をどのように把握しているか聞きたいと思っております。
- 水口議長 はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

浪瀬議員の質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の設置箇所数及び設置面積について、でございますが、本町に設置してある分につきましては太陽光発電設備が償却資産として取り扱われるため平成30年の10月に経済産業省にFIT（固定価格買取制度）認定情報に基づいた結果によりますと、神川地区内に10カ所、城元地区内に10カ所、馬場地区内に18カ所、田代麓地区に14カ所、田代川原地区に6カ所、合計58カ所設置されておりまして、稼働しているパネル面積、実際の太陽光が設置してあるパネルの面積が65,237㎡となっております。

敷地については明確ではございませんけれども、パネル面積の2倍～3倍は敷地面積が必要であろうということが推測されます。以上です。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

今町長の答弁の中で大体の箇所それから面積等が分かったわけですが、買い上げ価格が安くなっているとはいえ色々まだ話が来ているように思います。そういう中で太陽光発電施設を設置する場合に町に対してどのような届出があるのか・申請が必要なのかその辺を聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

太陽光発電施設を設置するためには町としましては設置許可あるいは設置箇所指導についての法的な権限はございませんけれども、関係法令を遵守し、設置場所によっては主なものについては、例えば農地法による農地転用許可申請、農振除外申出、森林法による森林土地所有者届出、伐採及び伐採後の造林の届出など、設置面積によっては国土利用計画法による届出などが必要になります。その届出等の事務については町を通してすることになります。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

やはり全て私が見る場合、畑もなのですが、今回私が問題としている所はやはり茶畑ですよね。なかなかお茶の価格の低迷で離農されてもうお茶畑

というより竹山になって、それも手も付けられないから太陽光が手っ取り早い・売却だ・貸すのには良いのではないかなということで、貸せられるわけですよ。

それは私たちがそういうのを「どうにかしよう」とか「やめなさい」とか言える立場でもありませんのでそれはもう分かるのですが、問題は3番目に挙げている太陽光発電施設の設置場所の流末の危険場所なのですよ。

ここに資料が、今写真の提出を致しましたけれども、そこに作る場合に地域住民に説明会はあっております。その中で、今写真一面に太陽光パネルが70～80m画くらいにあるのですが、ここに会社とその地域の住民の方との約束では「地形を利用しますので、部分的に平面はありますが全体を平面にすることはありません」と。「畑が何枚かあれば何枚かずつパネルをしていきます」という形の約束事であるわけですが、それがあつた建設会社が請け負って作っていた途中でもう変更だということで何枚分かの畑を一枚のパネルを載せると。1m画位を全部敷き詰めて。ということは、普通の畑の場合は下に浸透していくわけですけども、こういう広さになるといっぺんに流末が来るわけでありまして。

それに業者としては、土手の草が生えないように土手までコンクリートをしているということで、なかなか水も浸透しないのではないかと思うところでありまして。

その辺も含めて町長。さっきも言いましたが何か町でもやはりそういう町民の方の不安を取り除いて安心・安全の町づくりをつくるという一環で何か手立てはないか、どういうふうに考えられるかお聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私も今、提出された写真を見ました。パネルが隙間なしに全面的に貼られているというのは私も今初めて見ました。

県の方には、もちろん町の方にはそういうのはないのですが、県の方に「再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック」というのが県の方が出しております。正直なところ私もこのハンドブックの詳細を全て把握しているわけではございませんが、先ほども申しましたとおり町の方としての法的な権限というのにつきましては先ほど申し上げましたとおり、例えば農振除外であったりとか森林とか伐採の届出、そこら辺については許認可に関わる事務は出来るのですけれども、設置そのものあるいは設置に関わることについて直接指導・助言というのが出来ないものですから、先ほど申しました「再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック」、こういうのに基づいて実情を把握した上で

とにかく現状を把握して。

県の方ではエネルギー政策課が窓口となっておりますのでこういう事情に対してどのような具体的な対応策ができるかということについて、まずは相談してみたいというふうを考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

かねては水が来ていない「水なし川」というか、そういう形で写真を出してあるのですが、そこにこの前の3日間雨が降り続いたのがいっぺんにやはり来て、流末がうまくいっていないものですから今日ぎりぎりまで来たということで住民の方はもちろん不安を感じていらっしゃるわけですよ。

その中で、県にどうのこうのというのはもちろんあるでしょうけれども、やはり地域の方々・住民の方々はどうしても「どうにかならないのですか」という相談はやはり町ですので、町が窓口となって心配ごとがあれば「こうではないですかね」とか「ちょっと県に問い合わせてみます」とか不安がっている人たちにちょっと状況を聞いたり見たりして、やはり写真では分からないところもありますし。

そして、1番最初は2町歩されて一本は沢の方に一本は大きな川の方に流されております。泥水が入って、その写真にあります。町が撮られた写真なのですけれども、その水を製茶工場のお茶の洗浄の水に使っております。

ここにもう一つ読み上げますけれども、これは29年4月25日に設置会社が質問に対して回答があった分でございます。「除草剤の薬品を使っているのか、いないのか」という質問に「除草剤は使用しております。使用回数は年1回11月を予定しております」ということで、「昨年11月に50を3.5回使用しました」ということで。

この言い分にすれば、「4月に洗うわけだから11月に振っても影響はないのではないですか」という回答がきているわけですよ。でもそれは、下に染み込んで徐々に徐々に出てくるかもしれないし。

町長・副町長も含めて今お茶の無農薬とか色々されているわけですが、なんかその辺はやはり町としてもまた動いていただきたいなと思うところであります。

まず、これは本人とパネルをはめている所と協議をして『あとは使わない』という約束の文章があるのですが、今度あと1町歩・それから川の反対側に1町歩・それからちょっと離れたところに、そこは今私が言うところに水が来ないのですけれども、また1町歩そば出来るということで除草剤を会社が違えば使うかもしれないという可能性は0ではないわけですよ。

そうしたときに、町として動いていただければと。なんかやはり、同じ質

間ばかりになりましたけれども町長にもう一回その辺を伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

浪瀬議員がおっしゃっている場所もある程度分かりますので、私も近いうち現場を見てみたいと思います。

先ほど来申しますとおり町が直接、協議はもちろんですけれども調整力がないので、経済産業省に申請する場合に事業計画を出すのですけれども、その時に設計・施工・運用・管理・事業終了の措置に至るまでの各段階で遵守すべき事項を記載してありますし、これに違反した場合は国が指導・助言・改善命令・認定取消を行なうことができるというところまでなっております。

ですので、直接認定取消うんぬんというのを町は出来ませんが、そのような状況であるということを知することは町の方も色んな形で支援を、もし色んな被害を被る可能性があるということであれば、そこら辺は県辺りにも状況説明していきたいと思います。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。本人も悩まれて県にも写真を持って行かれたり、いろいろしているわけです。なかなか一個人の方々が県に行くといえば、行ったこともないところに何課にどうのこうのとか、回されて、なかなか大変な状況だと町長も分かれると思います。

だから町に対してお願いをするわけですので、その辺は今約束をしていたように町長が見に行っていてその現場も見て今増成されているのも見て防霜ファンもせっかく補助で作ったのも引っこ抜いて投げ散らかしたような形になっておりますのでその辺も含めて。誰か防霜ファンも要るような人がいれば、そういう所も持ってきて「誰かいませんか」と「どっか付けるところはないですか」と。やはりその辺も含めて対応をしていただければと思います。

そういうふうに約束をしていただきましたので、また結果等も本人さんともよく話し合っただけでまた教えていただければと思います。

時間もありませんので、次に行きたいと思います。2問目でございます。地域活性化に頑張る役場組織のあり方について質問を致します。

通告をしておりました、役場組織のあり方や職員のやる気を引き出す方法について町長に質問をさせていただきます。

世間では生産性の高い組織のあり方として「トヨタ生産方法」「トヨタ式」が引き合いに出されることが多くあります。町長もご存じのとおり、「トヨタ式」では日々の業務のあり方を常に見直しながら仕事を進めていく、「改善運動」が行なわれております。

このような考え方の根源には、『一人の百歩より百人の一步を大切にしたい』ということと、『仕事に対して真摯に向き合う態度と情報取得能力を向上させることによって組織が成長していく』との考え方の方でございます。

そこでまず1点目。町長が目指す役場組織のあり方について具体的に教えてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今浪瀬議員がおっしゃったとおり「トヨタ方式」の「改善」であったり、「一人の百歩より百人の一步」。こういう考えはもちろん私ももっておりますし、それは理想的なやり方であろうというふうに考えておりますが、一般的に役場職員のあり方についてというご質問ですと、組織としてはやはり「指揮命令が明確になっている」、これが一番大事ではないかなというふうに思います。上司から部下職員へ指示を出して業務を遂行することは当然のことだというふうに考えております。

だけど先ほどおっしゃったとおり、上位下達の命令だけではなくて職員自らの意見や提案を行政に反映させることももちろん大事なことであります。

どちらの方法にしましても、まずは町に計画あるいは予算が伴うことでありますので、まず計画に沿って業務を推進できる、そういう組織であるということが不可欠であるというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

今町長がおっしゃることは本来のあれでしょうけど、やはり上から町長が・副町長が・課長が・チームリーダーへということで、今頑張っているだけでおると理解をしたいと思います。

2番目の問題ですけれども、そういうふうにやはり「上から」ということになる人材育成も大切な一つでありまして。今町長も言われたように、お金も必要だと。人材育成や投資も必要ではないかと私も考えますが、これまでにそういうふうに今1番に質問して回答をいただきましたけれども、どのような人材育成に取り組まれてきたのか・今後どのようにまた取り組んでいきたいという計画をされているのか伺いたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

人材育成の取り組みについてでありますけれども、町の方では平成24年3月に「錦江町人材育成基本指針」というものを作っております。それに伴いまして、「錦江町職員研修規程」というのも作っております。

平成24年3月に策定されておりますので、基本的には人材育成につきましてはこの2つの指針に基づいて取り組みをしております。

具体的には早稲田大学に対してマネジメント研修であったりとか、地域農政未来塾であったりとか、若手職員人材育成研修として、関西学院大学であったりあるいは総務省などに数日の研修に参加させたりしているところでございます。

現在では県農村振興課へ人事交流として1名、その他に後期高齢者広域連合であったりとか、大隅肝属広域事務組合にそれぞれ1名ずつ出向はしておりますけれども、基本的には町の「人材育成基本指針」に基づいているということでもあります。

今後も基本的には、職員自体が企画立案・マネジメントできる、そういう資質を高めていくために機会あるごとに研修に参加させて参りたいというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

投資はされても私は良いのではないかなと思うのですよ。それに対して、だからやはり人材育成・人材教育というのは大切なものでありますので、やはり県にもやっておられますけれども、この前北海道のニセコ町にやられたように日本でも良い所があるわけですから、そういう形で半年・1年、お金はかかったとしてもそこを吸収してきてもらって。

小川君が良い資料を作って全町民に配ったりもしましたので。

そういう面では、私はお金を使っていきたいという人がおれば、人数の許す限りやっていただければと要望します。

それから、早いですが3番目の働き方改革でございます。

今世間では、働き方改革を謳って労働時間の短縮や余暇・仕事のバランスなど大きく取り上げられております。一方町内の小規模業者は労働者確保が難しく、ワークライフ・バランスを導入する以前の課題があることも事実でございます。

そこで、町長に働き方改革の目指すものをどういうふうに町長自体は考えておられるのか、また働き方改革の質を上げるためには何が必要なのか。

目指す錦江町の目標、しっかりと職員に伝わっているのでしょうか。闇雲

に新しいことを取り組むことだけが町の発展ではないように思います。

どのような町にしたいのか・何をしたいのか理解できなければ「木を見て森を見ず」のような感じに受け取られますが、町長のお考えを聞かせてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

まずは、先ほどの人材育成について必要な場合は予算も使うべきということについては非常にありがたいご意見だというふうに受け賜っておきたいと思います。

働き方改革の目指す目的と質の向上には何が必要かという質問ですが、今年の4月から「働き方関連法」が順次施行されていきます。

まずは、「時間外労働時間の上限規制」であったりとか、「年次有給休暇の確実な取得」であったりとか、「正規・非正規雇用の不合理な待遇差の禁止」などが国の方としては取り組まれていくようでございます。

町の方としましても、人事院規則とかあるいは休日・休暇等に関する条例等ありますけれども、時間外勤務・年次有給休暇の取得等について改善の必要があるのではないかなというふうに考えております。

そのために何が必要かと考えますと、まずはマンパワーと予算が必要ではないかというふうに考えております。とは言いながらも、将来の財政等を考慮してマンパワー、予算に左右されないような働き方を進める必要があるとは思いますがまずはそのためには、「スクラップアンドビルド」を押し通して事業やイベントの優先順位を決めていく、そういうことからまずは取り組む必要があるというふうに思います。

また、職員の健康管理の面からも代休はもちろんのこと、年次有給休暇の取得についても年次的に・計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

なかなか日本では人口が減って労働力の確保が出来ないという状況の中でこういう働き方改革が出たのだと私は思っております。それから、やはりライフスタイルの多様化によって家庭ももちろん大事にして、自分の時間、趣味、そちらにもいきたいというのはもう当然のことですので、錦江町では去年の私が質問した中に、職員の人数削減というの也被せておられて目標を達成しておられるわけですがけれども、職員が少なくなればなるほど残業というのが増えてくるとまたそれも問題ではないかなと思うわけですね。

「トヨタ方式」から入ったのですけれども、やはりお互いが課と課・課の中で連携を取り合って。町長と一緒にニセコも行ったのですが、「町民から質問があったらすぐさま誰であっても答えられるよ」というのがやはり基本のような気がするわけですね。「ちょっと今日は担当がおりませんので、また来てください」と。これは時間を無駄にしているということは、そのお願いに来た人の命の一秒を、この前の講師でも言われたけれども、一秒一秒の積み重ねだと言われましたけど、やはりそうだと思うのですよ。その人の大切な時間ですので。

やはりそのような何か。一緒にニセコに行かれて色々語って、何かその辺でこれに関わるような形で何かを現在されていますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

目指すはニセコ町を、ということでこれはもう何年か前から取り組んでおります。「町民から質問があったら1分以内に回答できるように」とか、いろんなそういう訓練もしておりますが、なかなか思うとおりにいかないというのが実状でございます。

そういう意味では、ニセコに近づくにはもう少し時間がかかるのかなと思います。先ほど休日時間外勤務のところでも少しお話ししましたけれども、町の人口が減っていくというのはご存じでしょうけれども、職員も定数管理に基づいて年々減っていきます。そういう中で、住民からの要望というのはやはり今度は増えてきます。イベントにしてもそうですし、事業にしてもそうです。

だからどの事業を継続してどの事業をやめるとか、そういうことをしていかないと、すべての需要に応えるためには取り組む事業が段々増えていくのでマンパワーも減っていく。そこら辺を考えると先ほど申しましたとおり、やめるべきものはやめる・新たに取り組むべきものは取り組む・やめるにしてもなにかの事業と一緒にする。そういう作業を今から進めていかないと、この町の住民に対する要望に応えていくというのは難しくなってくるのかなというふうに考えております。

先ほどおっしゃったように質問に対して答えるというのは、もちろん必要ですけれども、今錦江町にとって一番何が欠けているかという、新しいことをやると同時に古いことをやめるというのは、表現はおかしいですけども、「スクラップアンドビルド」をまずは進めていくことがわが町にとっては当面の課題ではないかなというふうに思います。

それを進めながら職員の意識を高めていくという方法がわが町に今求められていることであろうというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

ニセコを出しましたけれども、ニセコも一番最初から「聞かれて1分以内」というのはなかったと思いますので、やはりそれが3分になって2分になって1分になりましたという形でしっかりとその辺の各課にも指導されて連携を取っていただければ良いかと思います。

それに今町長が言われたように、何か1年を通して自治会もですけど、子ども会も、何かあまりにも入りすぎているのではないかなと思うところはあるわけですよ。だから、2つを1つにするとか何か良いふうにして、みんながいっぱい詰まっていれば嫌気が差すから、やはりその辺は私も町長と同じような考え方で。土曜・日曜はゆっくりしたいという人もいるでしょうし、その辺はまた各課・役場内で協議をして。

そしてまた住民にも勝手に決めるのではなくて、「これとこれを一緒にしたいのですが、どうでしょうか」と。住民からのいろんな意見も聞いて、「やはりこれはしてほしい」と言われれば続けなければならないと思いますし。

その辺はまた町長、お願いをしておきます。

次に、4番目。町長が就任以来、管理職の人事異動が多いように感じております。人事権については町長の専権事項ということは十分に理解をしておりますが、1年にも満たない管理職の異動や退職まで1年しかない管理職の人事異動について、本当にこれが町政の発展のために必要なのか。

私もそうですけれども、町民もそういうふうに思っている方も結構いるのではないかなと思っております。町長の考え方を。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

管理職の人事異動についての考え方ということですが、管理職についてはそれぞれの職員の職歴あるいは人事評価等に基づいて現在まで任用されてきているものであります。

現在13名の管理職が任用されておりますけれども、基本的には「適材適所」を基本に行っております。

また、管理職以外の職員についても人事異動の目的としては、職員の成長を促す、あるいはサービスの向上や町民の利益の向上を目指す、あるいはマナー化を防止するという観点も兼ね備えて異動を行っております。以上です。

水口議長

2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

今町長が「適材適所」という言葉で言われたのですけれども、「適材適所」と言われたら今不思議に思ったのですが。

町長が就任されてから、1年ということではなくて半年で他の課に異動された方も2名おられるわけですけれども、「適材適所」を言われれば言葉は良いけれども。

反面、町長が任命するのにこの人は「適材適所ではなかったのだ」という、自分の見た目を疑うようなことにならないかなと思うのですが、どうですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

「適材適所」というのは基本的な考え方が「適材適所」であります。

人事異動の場合には管理職だけではなくて、一般の職員も人事異動をすることによって必然的に管理職を異動しなければならない、あるいは職員を異動しなければならない。いろんな状況が発生してくると思います。

なおかつ管理職についてはそれなりの職歴もあり、人事評価もされた上で管理職として任用されているわけですので、基本的には管理職の能力は十分兼ね備えているというふうに判断しております。

水口議長

2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

それは、うちの課長さんはすべて優秀ですのでそうかもしれませんけれども。反対側に町長は任命するけど、異動をする方は「また1年で異動ではないか」と、「新規事業はどうするか」とか色々本人もなかなかだと思っておりますよ。

「ここで3年間は頑張って実績をあげよう」と、「町民のために一生懸命やろう」と思っていれば半年で異動だとか、そういうことでは本当私はなかなか上手くいかないし、やはり町民からも「どうしたのだろうか」という思いが募るのではないかと。

特定を言うのはいけないかもしれないですけれども、未来づくり課は町長が就任して自分で作られた課です。ここで、錦江町を世間に売るのだと、そして色々県外からも町外からも来てもらっているいろんな場所を、議会も協力して空き家を見つけましょうとか、悩みがあったら相談してくださいとか、ああいうポスターまで貼って、まだスタートしたばかりではないかなと思っているわけですよ。今から盛り上がっていかなければいけないというのを何か1年間で。

それはもう、その人も皆さんどこに行っても上手くやっていくかもしれないけれども、その課長の考えを下に伝えて、下からも意見を聞いて色々町

政というのは動いていくのだと思うのですよ。

そういう中で「お前はあっちへ行け」「お前はあっちへ行け」と。

未来づくり課、職員が行ったところが、「その課長はあと1年だから」「それを別のところにやって」というのではなくて、やはり腰を据えて仕事をさせるべきではないかなと思うのですよ。どうですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

そういう考え方もあろうかと思えます。

ただ、未来づくり課は出来て1年ですけども、それ以前から従事したというのもありますので、そういう意味ではそういう業務にいろんな職員を従事させるというの、さきほど人事異動の目的の中に「サービスの向上」や「職員の成長を促す」とか。

同じところにずっといさせることも職員の成長に繋がるかもしれませんが、いろんな職務・職場体験をさせるということも職員の向上に繋がるというふうに私は確信しております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

町長が持っている人事権ですので、私が何と言おうと「私がするようにするのだ」と言われればそれで良いのですけれども。

でも、本当に町長が思っているように職員の方がやる気を出すのかということですよ。半年ですよ。それはみんな多分いろんな部署に行って経験があると町長は言われるけど、やはりその課のトップになるということは、聞いていなかったら良いのですよ、やめて。

その課のトップになるということは、やはりその課長は腹を括ってその課に行きますよ。町長も総務課長を引き受けるときにやはり「ここで頑張らないといけない、町民のために」と思って引き受けられたと思うのですよ。

そういう中でも、あまりにも短いのではないのかと。本人もやはり大変ではないかなと。「大変」という言い方はおかしいけれども、やはり町長を信頼してその部署に行って一生懸命働くわけですよ。その人たちが、町の発展のために寄与するし、こういう一般質問のときでも町長に答弁書を書いたりして「町長、こうした方が良いのではないですか」という町長の知恵袋でもあるわけですよ。私はそういうふうに思うのですが、思われませんか。

水口議長

はい、木場町長。

6ヶ月でというのは先ほどおっしゃいましたけれども、確かに6ヶ月で異動になった職員もおります。

特別にその職員については、「こういう事情で、やむなく」というそういう説明もしております。そういう意味で、当然一人が異動になると複数の人が異動にならないといけないことがありますので、こういう事態は極力しないようにとは思いますが、事情によってはこういう状況も発生するのかなと思います。

別に隣の町のことをどうのこうのというわけではありませんけれども、近隣市町村では管理職が一年で替わったりすることは十分ありうることでありますし、そういう意味では先ほど来申し上げているとおり、長くいることと短くて替わるということは、それなりにメリットもあればそうでないこともあるというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

長くどうのこうのではなくて、短すぎるから。町長、言っているところで

す。
やはりもう私がどれだけ言っても、町長が判断することですけれども、やはりちょっとでも職員のやる気、課長だけではなくて下の方の部下の方々も信頼して頑張っていくわけですので、そこを半年・1年で替えるのではなくて、もう少し長い目で「もう少し頑張りなさい」と言って、していただければ、なお一層錦江町自体も活性していくのではないかなと思って質問をしました。宜しくお願いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今後の人事異動に参考にさせていただきたいと思います。

2番浪瀬議員

はい、宜しくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

[2番浪瀬議員、質問者席から降壇]

水口議長

次に、9番小吉君の発言を許します。9番小吉君。

[「休憩を」という声を発する者あり]

水口議長

はい。それでは、5分間休憩を取りたいと思います。55分から。

休 憩 13:47

再 開 13:53

水口議長

休憩を閉じて、会議を開きます。

9番小吉君の発言を許します。9番、小吉君。

[9番小吉議員、質問者席へ登壇]

9番小吉議員

最後の質問になります。

私も、通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

まずは1点目。集中豪雨の防災対策についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

いよいよ梅雨の本番となりまして、日々うっとうしい日が続いております。毎年この時期になりますと、全国各地で集中豪雨台風の災害等が報じられ、決して他人事ではないということを実感しておるところでございます。

先日も屋久島が50年に1度の豪雨に見舞われ、300人以上の方が道路寸断により取り残され、豪雨の中多くの救援隊による決死の救出活動がテレビで放映され、皆さんの無事な姿に胸をなで下ろしました。

と同時に、あのような集中豪雨が本町を襲い、大きな災害が発生するのはと危惧したのは私1人ではないと思うところでございます。

そこで、私が一番心配しているのは、豪雨による神ノ川の堤防の決壊、中小河川の氾濫、土石流危険地域の崩壊等災害が起こる前に危険予知の机上訓練の実施、そして地域住民への防災講習会、避難訓練の実施等は考えられないかということで質問をさせていただきます。

水口議長

はい、木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

小吉議員の質問にお答え致します。

神ノ川のような小河川は元流域から河口域までの距離が短く、上流域での大規模な降雨があまり時を経ずに河口域に大幅な水位上昇をもたらす傾向があるため、国交省はこれらを逐次「水位周知河川」に指定しています。

これによって水位情報が地域住民へマスコミを通じて即時に公表されることとなります。そのために水位を監視するカメラの設置及び「避難判断水位」の指定が行われる予定であります。

「役場職員の机上訓練実施の予定は」との質問であります。年度当初に申しあげましたとおり、津波防災訓練を梅雨期及び台風シーズン終了後の11月に実施予定であります。

訓練内容は災害対策本部と災害現場との情報交換訓練、関係機関との情報の授受について訓練を予定しており、これに合わせて訓練の「出水期のため」という主旨とは違いますが、住民の避難訓練及び関係機関による避難誘導訓練等を計画しているところでございます。

住民に対する防災教育でございますが、4月28日に神川上自治会へ出張防災教育、5月28日には「まちづくり町民講座」において出水期を前にした「自助、共助」の重要性、「警戒レベルと避難勧告等の関係」及び「迅速な避難行動」の重要性について防災専門監による講話を実施したところであります。

また「まちづくり町民講座」については、広報誌「KINKO」5月号によって事前に参加募集を実施した上で開講致したところでございます。

同講座において紹介した「警戒レベルと避難勧告等の関係」については、本年4月10日の錦江町自治会長会において各自治会長に対して書面及び口頭をもって説明を行い、防災教育及び防災訓練を希望する自治会へいつでも対応する用意があることを通知したところでございます。

また、自治会長会での説明内容と同様の内容を錦江町ホームページで公開中であります。以上です。

[木場町長、降壇]

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今町長が答弁の中でございました。とにかく、11月に実施するのだということで結構かと思えます。とにかく今の災害の状況を全国各地いろいろ見ているととんでもない災害がくる可能性があると思えます。

例えば、3日間800ミリ位の雨量があり、そしてこの日向灘沖で仮に震度7位の地震が起きて神川流域がそのひび割れたとき、私が心配するのはハザードマップを今見ておりますけれども、神川新町あたりが堤防決壊した場合、大変は被害になるのではないかなと危惧するわけでございます。

これはもう町長も日々見ておられてお分かりのとおりでございますけれども、そうした場合はあくまでもシミュレーションの世界ですけれども。もし堤防が、あつてはならないことですが津波でも一緒です。

浸水被害を受ける0～5mの範囲、そして想定の家数、何戸ぐらい大体把握をされておられるのか、そこら辺のところをお願い致します。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 ハザードマップによってどれくらいの浸水世帯が発生するか、ということですが、まことに申し訳ございませんが正直なところ戸数までは把握しておりません。

小吉議員もご存じのとおり、ハザードマップにつきましては、国土地理院の地図を基にして神川地区と海岸地帯の一部が浸水するであろうという予測の地図が示してありますけれども、世帯数まで正直なところ把握していないところでございます。

遅れてはおりますけれども、今後そのハザードマップに基づいた被害想定戸数等については詳細にまた、今後検討していきたいと思っております。

水口議長 はい、9番小吉君。

9番小吉議員 総務課長は把握してございませんか。

水口議長 はい、総務課長。

安田総務課長 お答えいたします。今町長が申したとおり戸数について詳細な戸数は分かりませんが、ハザードマップで想定する限り、高さが、標高が0～5m地点、鳥浜・神川新町・神川中ですが、地上からの浸水の嵩が30cmを超えると旧神川中学校付近は浸水するだろうと。それから、1mを超えると神川中奥の一部が浸水域になると予想されます。分かりません。

水口議長 はい、9番小吉君。

9番小吉議員 ハザードマップを見ると神川新町はほとんど0～5mの範囲に入っております。ですから、やはり不測の事態というのは「まさにこれは想定外だった」ということで、いつも重大な事故があった場合そういう言い方をするわけですが、

どうしても想定外のことを想定内に。ある程度被害を防ぐことはできませんけれども、事前準備というのは必要だと思いますので。是非、避難訓練これ机上のシミュレーション訓練、やりましょう。

そうした場合、まだ津波あるいは集中豪雨であった場合、されているか・されていないかは分かりませんが、大雨のときに神川の避難体制・自主防災組織の関係はどういう風な避難の方法があるのかそこら辺のところをお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

避難の方法とおっしゃっても、ちょっとあれですが。

特に、神川上・中・新町のこの3つの自治会については、自ら自主防災の訓練もしておりますし、ある程度道具もそろえております。そういう意味では自主的に訓練が十分行き届いた3つの自治会ではないかなと思います。

だからといって町の方が何も関与しないということはありませんが、この3つの自治会については自主的に、自主防災訓練が十分できているところであるというふうに認識しております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

神川は本当に自主防災の意識が強くていつも感銘しているわけですが、避難をして大雨の時に高台に逃げる。えらい大雨が3日間・通算800ミリ降っている中で「避難をしてください」。お年寄りの方は事前に避難をしていると思いますけれども。

皆さん方もご承知のとおり、去年岡山の川が氾濫して。真備町ですね。

大変な被害を受けたわけですが、あの時のビデオを全て見られたと思いますけれども、親子の方が、息子が「父ちゃん早く。もう避難しないといけない」というようなこと言っているのだけれども、父親は「何で今まで、こんなことはなかったから、全然問題がないのだ」と言っていると、30分～1時間後には首まで浸かって避難をしたビデオが流れておりましたけれども。

そういうことでおそらく最終避難をする場合、おそらくあそこら辺がもう停電になって最後の避難勧告の指示をしても通じない方もいるのではないかなと思うのです。そうしたら小学校辺りに、当然高台より小学校の2階・3階に避難された方が良いのではないかなと個人的には思ったりしますけれども。

そこら辺のところ、小学校に備蓄。例えば、最低限水とか毛布は暑い時期ですから必要ないにしても、そういう関係のものを揃えてあるのか。

そして今後もしそういう豪雨の前に来たら事前に準備をしたら良いのでしょうかけれども、そこら辺のところの考え方はどうでしょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

避難所についての備蓄品・食料等についての備蓄でございますけれども、現在のところ田代支所と本庁舎。今年の予算でいくらか購入しますけれども、基本的には田代支所と本庁舎の2か所に今のところ非常職等配備しよ

うというふうに考えております。

おっしゃるとおり、テレビあるいはいくつかの機器についてはそれぞれの避難所にいくらか用意はしてありますけれども、食料まで用意しているところは今のところございません。

ですので、今後については予算のこともありますが、どの程度配置したら良いのかそこら辺についても検討させていただきたいと思っております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

私が言っているのはシミュレーションの中での最大限の被害予測でございますので、決して今ということではございませんけれども。

災害というのはいつ・どこで・どのような災害が起こるか本当に分かりません。近年では地震や集中豪雨等が各地で多発しており、被害を完全に防ぐことは本当に困難だと思っております。

しかし、しっかりとした防災対策を講じることで人的な被害を防ぎ、被害を最小限に抑えることは可能だと思っております。

「災害は必ず忘れた頃にやってくる」ということを肝に銘じて次の質問に入りたいと思っております。

自主防災組織による水出し訓練の実施要請について、ということで質問させていただきますけれども。

先ほど、同僚議員の方から自主防災については、この件おそらく7割くらいが答弁いただきましたので、詳しくは言いませんけれども、私の自主防災に関する質問をさせていただきます。

近年、本町でも多数の大規模火災が頻発しており、非常招集のサイレンを聞くと緊張の瞬間でもあるところでございます。火災現場の後はいつ見ても悲惨で、全財産・思い出等全てを奪い去り、非常に悲しく心が痛みます。

ところで、最近の消火活動で消防団員として思うのは、初期消火の際に多くの住民が、消防団員が到着する前に消火活動をされており、非常に助かっており感謝を申し上げたいと思っております。そこで、初期消火は住民の力が不可欠であり、各自治会における防火訓練がいかに重要であるかはもうご承知のとおりでございます。

平成29年・30年度に訓練を実施した自治会はどれだけあったのか。

それと、訓練することにより防災意識の高揚にも繋がり全ての自治会で水出し訓練をやってほしいが、その呼びかけの方法はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

まず、平成29年度・30年度に訓練を実施した自治会はどれだけあったのかという質問でございますけれども、29年度は91自治会中24自治会、30年度は90自治会数23自治会が実施しております。実施率おおよそ25、26%というところでございます。

全ての自治会で水出し訓練など防火、防災訓練の実施の依頼は自治会長会などを通じて常にお願しているところであります。

確かに、防火防災の訓練を実施することで防火防災意識の高揚に繋がりますが、実態は今申し上げましたとおりでございます。

自治会においては、高齢化、戸数の減により訓練活動ができない自治会が多くなりつつあります。特に中山間部の自治会に多いようです。1つの自治会で訓練活動ができない場合は、消防団や地区公民館と連携し自主防災体制が実施できるよう検討してまいりたいと思います。

また、地域に密着されております、ここにいらっしゃる議員の方々もそれぞれの自治会あるいは地区公民館単位で防火、防災訓練の重要性を地域住民の方々にアピールしていただき防災意識の高揚に取り組んでいただけたら非常にありがたいというふう考えております。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

本当に先ほどの答弁でも25%位しか自主防災の訓練はやっていないというような答弁で、今もそういう感じでございます。

前はもうちょっとこの自主防災組織の訓練をやっていたような気がしますが、そこら辺がやはり今おっしゃったように高齢化とか人口の減少かれこれで減ってきたのかなと。

「何とかここら辺でもう一回呼びかけないといけないね」と自分では思っているところでございます。

今消防団員の数が本当に減少しているところでございます。

大根占地区で消防団員が大体35名程度。消火栓が173、町全体で240軒あるということでございます。消防団だけで管理するのも大変人手不足であり、大変でございます。

どうしても自主防災組織の力が必要であると思っております。

先般の木場の火災でも、消火栓からホースが引いたとき、若干破れていたという声がありまして、ホースの確認作業も重要な仕事であるところでございます。

「自分たちの地域は自分たちで守る」。これが自主防災組織でありますので、是非多くの自治会で水出し訓練等が実施されるように期待したいと思います。

そして、先ほどの池田議員とダブりますけれども、やはり今からは自治会長にももちろん、毎年自主防災訓練をやってくれということでおっしゃっているわけですが、何かもう少し押しが足りないような気がします。そして、先ほどの同僚議員の答弁の中で、幹部会等でももう少し自主防災組織の後押しをするようにしたらどうかと。やはり、全庁的に取り組んでいかないとやはり自分たちの町は守れないのではないかと思ったりもするわけでございます。

そこで、自治会発展の七か条ということで良い資料をいただきましたので、皆さま方にご報告をさせていただきたいと思えます。自主防災組織編ということでございます。

自治会発展の七か条 ～自主防災組織編～

- 一、自主防災組織の活動は、まず防災訓練を計画する。
- 二、計画があれば、自治会役員及び自治会員との話し合いの場が持てる。
- 三、話し合いをすれば、防災に興味を持てる。
- 四、防災に興味を持てれば、やる気が起こる。
- 五、やる気が起これば、訓練実施になる。
- 六、訓練を実施すれば、自分たちの地域は自分たちで守るという絆ができる。
- 七、絆ができれば、その地域は発展する。

という非常に良い七か条がありましたので、皆さん方にご紹介をさせていただきたいと思えます。

ということで、とにかく自主防災組織の水出し訓練は非常に大事だと思っておりますので、ここにいる我々議員もそうですけれども、課長さん辺りも各自治会へ帰られたら、「是非ボランティアが今度ありますけれども、ボランティアの後位に1回ホース点検かたがた、水出し訓練をしてみよう」と言うくらいの気持ちでおっていただければ、ありがたいかなと思っておりますので、宜しくお願い致します。

次に、国道269号線皆倉～山之口までの道路脇の除草、環境整備について、ということで質問をさせていただきます。

国道269号線、垂水からそして鹿屋から錦江町へ車を走らせると、何がどう違うのか錦江町に入った瞬間、道路脇は雑草が生い茂り、植樹等のツジ等も見えないほど荒廃して「なんぐうの玄関口」として、とても見苦しいのが現状であります。

垂水から流れてきて鹿屋方面から流れてきて、ある程度きれいに管理をされ一応は評価できるのですけれども、なぜ本町はできないのでしょうか。

また、長島町では先進的に美化に取り組み、景観を保たれていると聞きましたが、本町では今後どのような道路の景観保全を考えているのか、考え方をお聞きします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

小吉議員ご指摘のとおり、国道269号線皆倉バス停から山之口の南大隅町町境の道路作業につきましては、平成28年度より錦江町が鹿児島県から権限移譲で実施しております。

本年度は、入札により町内業者が落札しております。昨年の実績は、お盆前に1回、正月前に1回、合計2回除草作業を実施しております。今年度につきましては、昨年度を参考に一部実施の方法を、芽が若いうちに除草剤散布も視野に入れ、変更しようと思っております。

また、上記以外の国・県道の管理については、錦江町管内の国道269・448号線および県道の道路除草作業は、県管理となっております。

議員のご質問の内容は、「植え込み状況を見た時、既に植え付けられているツツジも見えぬ程に雑草が生い茂り」とあります事から、「花壇を含む植樹帯の管理」という事になります。これも県の管理となります。

そこで、大隅地域振興局・土木建築課に問い合わせましたところ、「国道269号の植樹帯の管理委託業務については、指名競争入札で、大隅地域振興局管内の造園業者に指名競争入札で発注しており、本年度は錦江町内の造園業者が受注し、業務内容は国道269号線沿いのせん定・機械除草・抜根除草が主な委託である」との事でありました。

同課は、「域振興局管内の郡内造園業者に適正な管理をお願いし、景観保全に努める」という県からの回答をいただいております。

町といたしましても今後とも大隅地域振興局に対し、景観の保全を強く要望してまいりたいというふうに思っております。以上です。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今町長が、除草剤の使用をうんぬんとあって、去年から多分だったと思うのですけれども、鹿屋の方が国道あるいは吾平線に向かう県道。除草剤を使っておられるのですよね。

今年も除草剤を使っておられて、除草剤を使う場合にはビーバーを使うよりもやはり最低1回位は管理が可能かなと思ったりもします。

本当にもうちょっと今までの固定観念を捨てて、大隅地域振興局が全部県道から国道から使っているわけだから、ビーバー管理だけではなくてその道路脇の問題はぼちぼちそういうふうに考え方を新たにしてもいいので

はないかなと思ったりもします。今の答弁の中で植樹帯のこともありましたけれども、あれは権限移譲というのは出来ないのでしょうか。やはり、そこには大きな問題があるのですかね。どうでしょう。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

副町長に答弁させます。

水口議長

はい、副町長。

三反田副町長

小吉議員の権限委譲ができないかというご質問に対しまして、権限移譲の対象にはなりません。一方、実際これを受けてやっております長島町におきましては、実際県の委託費から実際かかった経費を引きますと、町の持ち出しが数百万発生しているという状況でございます。

そここのところを、錦江町としてどのように判断をしてやっていくか、というところは今後検討が必要かと考えております。以上でございます。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今長島町が、副町長が言われましたけれども、「長島町ふるさと景観条例」ということで制定して、周囲40kmの道路の権限移譲を受けて長島町はやっているわけです。

フラワーフェスティバルを開催して年間11万人からの観光客がフラワー道路を周回して、いろいろ観光に来られているという長島は先進的な取り組みをされておりますけれども、あそこまではいかなくても景観の保全には町長、ある程度お金がかかるのではないかなと思ったりもします。

ですから言えば、植樹帯の管理もこまめにやっていただければ、きれいな。

「きれいな」というか、役場の周辺の農協辺はある程度管理はされておりますけれども、城ヶ崎の入り口・左側の植樹帯あるいは、名前を言っているかわかりませんが、大きなレストラン・そして何とかの小売店あそこら辺の前の左右はとても何かおかしくて、「何かもうちょっと。策があってもよさそうなものを」というようなふうに思うのですよ。

だから、あとは町長の腹一つです。もうそこを100万、200万で済むことなのですがやはり景観に対してもっと気を遣っていただいても良いのかなと思ったりもします。

今、女性グループが城ヶ崎の入り口のあの三角の地点も過去には茅が生い茂り、なんとかできないかと私も一般質問したことがありますけれども、

町民があれだけ積極的にボランティア活動でされている姿を見れば、ある程度はできるのではないかなと思ったりもしますけれども、どうでしょう。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

植樹帯については、県が直接管理しているということですので、今年度については、年度途中でありますので、従来どおり県の管理で行かざるをえないと思いますけれども、来年度につきましては、自転車ロードレースの国体の本大会もありますし、そういう意味では町の景観についてはもう少し積極的に取り組まなければいけないというふうに考えております。時期は若干遅れてはおりますけれども、今年度中に振興局と協議をしながら、城ヶ崎～役場までもですけれども、役場～山之口の錦江警察署あそこら辺についても結構景観的にもあまり良くないと思われまますので、場合によっては花木を撤去するなり、そういうことも含めて早い段階で振興局と協議を進めていきたいなというふうに考えております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

町長、私は吾平の町の市街地を、「はしぐち布団店」のあの交差点から高山へ行く道路を見てきましたけれども。あそこは社会福祉協議会が最初に3万円、老人会と子ども育成会に投資をして、そして今はボランティアで500m以上管理をされて。今きれいな花が咲いております。

そういう感じで、今町長がおっしゃった警察署から向こうの通り。今見えますと山之口～コメリぐらいまで植樹帯を全部潰して抜ききった。それは確かに良いです。それは見栄えは良いかもしれないですけれども、そういう考え方もあるでしょうけれども、やはりある程度これだけ高齢者の皆さんがまだ元気でやっておられるわけですから、あそこの植樹帯もちょっと手を入れて、今防草マットとか良いものがありますので、ああいうものを上手く利用して植え込みをしたりすれば、きれいな花壇ができるのではないかなと私は思ったりもするわけでございます。

確かに来年国体があり、今度もプレのインターハイ予選がありますけれども、おそらくそれはもうあるころにはびしゃっときれいに当日はなるだろうけれども、やはり継続的にあっても良いのかなと思いますけれども、そこら辺のところはどうでしょう。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

花壇を潰して、抜ききるというふうに今おっしゃいましたけれども、そう

ではなくて、何らかの形で花木というか花類を植えた方がいいのではないかなと思います。

いずれにしても、来年国体が終わった後もずっと維持管理をしていかなければいけないということから、永続的に管理できるような、先ほど吾平地区の話もされましたけれども、町内の有志の団体に一部委託するなり、そういう方法を今から早急に検討したいなというふうに考えております。

いずれにしても、振興局との協議をまず優先すると思いますので、振興局との考え方、そこら辺の意見のすり合わせをまず早急に行ないたいというふうに考えております。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

今振興局と話し合いを詰めるということで、もちろんそれが一番大事でございますけれども。

私この国道を何回かこうしてずっとこの質問の度に見ているわけですが、城ヶ崎の入り口のあそこを。山之口の花壇を撤去するよりも今きれいに管理をされている花が植えてあるあそこを。町長もいつも朝晩通ってお分かりのとおり、あれから厚ヶ瀬線の100m位。あそこを抜ききった方が良くはないかなと。

というのは、やはり東に山があって影をすれば植物は育たないのですよ。おそらく今見てきましたけれども、サツキも枯れている状態なのですよ。だから、コメリのあそこをするよりもこっちから行ってあそこを抜ききればあとは少しから、管理はできそうな気がするのですよ。そのところを頭に入れて今後管理をしていただけたらありがたいなと思っておるところでございます。どうでしょう。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

今の意見、参考にさせていただきたいと思います。

水口議長

はい、9番小吉君。

9番小吉議員

最後にくどくは言いませんけれども、とにかく除草剤をこれはもう認められているわけだから、上手く使ってください。

そして、植樹帯のあそこら辺も少し5cm、10cm伸びた段階でかければ、そんなにむしり方もそんなに労力を使うことなくできますので、町長はそこら辺のことは一番お分かりだと思います。

だからやはりそういう感じで、上手く管理をされて。とにかく、錦江町の

あそこはなんぐうの入り口ではないですか。今佐多岬のリニューアルオープンがあったり雄川の滝の今とてもブームがあったり、錦江町では花瀬公園があったり、ここは大滝があったり一番県外からあるいは入り込み客が来たときイメージ的に受けるのはそこら辺だと思いますよ。ですからお互いやはり入りこみ客が来たときは「良い町だな、きれいな町だな」と言われる位の配慮をしていただければ、この錦江町の名前がどんどん上がっていくのではないかなと思ったりもします。

そういうことで、是非環境美化に取り組んでいただきたいと思います。

今日は良い答弁をいただきましたので、覚えておきますので宜しくお願いします。

[9番小吉議員、質問者席から降壇]

水口議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散開致します。次の本会議は6月25日でありますので、申し添えておきます。

散 会 14:34